

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成24年3月29日
【事業年度】 第11期(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)
【会社名】 株式会社ジーエヌアイグループ
【英訳名】 GNI Group Ltd.

(注)平成23年3月25日開催の第10期定時株主総会の決議により、平成23年6月1日をもって当社商号を「株式会社ジーエヌアイ(英訳名)GNI Ltd.」から「株式会社ジーエヌアイグループ(英訳名)GNI Group Ltd.」へ変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 取締役代表執行役社長兼CEO イン・ルオ
【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
【電話番号】 (03)5326局3097番
【事務連絡者氏名】 経営管理部 田中 忍
【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
【電話番号】 (03)5326局3097番
【事務連絡者氏名】 経営管理部 田中 忍
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1)連結経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月
売上高 (千円)	273,588	204,346	81,837	272,876	90,332
経常損失 (千円)	1,279,451	972,665	439,033	263,128	463,877
当期純損失 (千円)	1,279,454	1,366,385	471,760	258,088	435,450
包括利益 (千円)	-	-	-	-	457,406
純資産額 (千円)	2,384,919	1,123,476	880,106	915,896	1,162,008
総資産額 (千円)	2,587,880	1,238,333	920,377	961,819	1,565,778
1株当たり純資産額 (円)	33.65	15.15	10.36	8.83	8.63
1株当たり当期純損失金額 (円)	19.18	18.76	6.34	2.88	4.82
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	92.2	90.6	91.3	82.5	52.41
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,031,582	942,814	216,583	130,543	163,989
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	786,821	177,136	38,416	37,113	106,475
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	717,841	46,999	167,201	226,260	498,085
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,142,865	450,292	426,182	554,894	780,618
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	122 (8)	73 (2)	58 (2)	61 (4)	120 (6)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第7期以降の株価収益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

4. 第7期は、中国での治験費を始めとする研究開発費の増加、内部管理体制構築のためのコンピューター関連費用及び人件費等の管理費用の増加により、1,279,451千円の経常損失を計上しました。

5. 第8期は、当社グループで事業再編を実施し研究開発費や人件費等が減少したため、経常損失は972,665千円となりましたが、特別損失に事業再編損及び出資金評価損を計上したため、1,366,385千円の当期純損失を計上しました。
6. 第9期は、第8期に当社グループで実施した事業再編を受けて研究開発費や人件費等が大幅に減少したため、経常損失は439,033千円と大幅に減少しました。また営業キャッシュ・フローも資金の減少が216,583千円と大幅に改善しております。なお、第9期は、決算期変更により平成21年4月1日から平成21年12月31日までの9ヶ月間となっております。
7. 第10期は、特許権収入の売上を2億円計上し、第8期に実施した事業再編を受けて研究開発費や人件費等が大幅に減少したため、経常損失は263,128千円と大幅に減少しました。また、GNI-EPS Pharmaceuticals, Inc.を新たに連結子会社としました。
8. 第11期は、Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.を新たに連結子会社としました。当連結会計年度の売上高は90,332千円、営業損失は457,293千円、経常損失は463,877千円となりました。
9. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
10. 当社グループはあずさ監査法人により、第7期については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けております。第8期から第10期は、明誠監査法人により、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けております。第11期からは、三優監査法人により、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けております。

(2)提出会社の経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月
売上高 (千円)	66,735	4,984	13,935	222,779	25,430
経常損失 (千円)	1,054,621	485,425	167,041	23,562	190,369
当期純損失 (千円)	1,053,143	783,722	167,534	19,824	186,698
資本金 (千円)	2,821,608	2,858,258	2,965,064	3,079,924	3,309,431
発行済株式総数 (株)	70,881,831	74,068,831	81,132,831	89,782,831	95,097,831
純資産額 (千円)	2,838,386	2,129,494	2,213,441	2,506,727	2,834,178
総資産額 (千円)	2,975,708	2,199,748	2,222,214	2,527,329	2,859,478
1株当たり純資産額 (円)	40.04	28.73	26.80	26.55	27.93
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損失金額 (円)	15.79	10.76	2.25	0.22	2.07
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	95.4	96.7	97.8	94.3	92.9
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (名)	25	7	5	5	5

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

3. 第7期は、売上高66,735千円と37,239千円の減収となり、また、研究開発費を462,553千円計上したことと、内部管理体制構築のためのコンピュータ関連費用及び人件費等の管理費用の増加により、1,054,621千円の経常損失を計上しました。
4. 第8期は、当社で事業再編を実施し研究開発費や人件費等が減少したため、経常損失は485,425千円となりましたが、事業再編損及び出資金評価損を特別損失に計上したため、783,722千円の当期純損失を計上しました。
5. 第9期は、第8期に実施した事業再編を受けて研究開発費や人件費等が大幅に減少したため、経常損失は167,041千円と大幅に減少しました。なお、第9期は、決算期変更により平成21年4月1日から平成21年12月31日までの9ヶ月間となっております。
6. 第10期は、特許権収入の売上を2億円計上し、経常損失は23,562千円と大幅に減少しました。
7. 第11期は、売上高を25,430千円計上し、経常損失を190,369千円計上しました。
8. 第7期以降の株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
9. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
10. 当社はあずさ監査法人により、第7期については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けております。第8期から第10期は、明誠監査法人により、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けております。第11期からは、三優監査法人により、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けております。

2【沿革】

年月	事項
平成13年11月	米国法人Gene Networks, Inc.の日本法人として株式会社ジーエヌアイを東京都渋谷区に設立。
平成13年12月	福岡県久留米市の久留米リサーチパーク内に久留米研究ラボを開設。
平成14年7月	創薬の可能性のあるターゲット（複数）の特許申請。
平成15年1月	富山化学工業㈱と真菌の遺伝子ネットワークに関する共同研究契約を締結。
平成15年9月	米国法人GNI USA, Inc.を当社の100%子会社として設立。
平成15年12月	米国法人Gene Networks, Inc.の財産をGNI USA, Inc.に移転し、同社は解散。
平成16年3月	英ケンブリッジ大学と血管内皮細胞に関する共同研究契約を締結。
平成16年9月	富山化学工業㈱と遺伝子ネットワークを利用した創薬に関する共同研究契約を締結。
平成16年10月	ヒト遺伝子ネットワークを構築。
平成17年5月	中国法人Shanghai Genomics, Inc.（現・連結子会社）の持分76.74%を取得。
平成17年5月	F647（肺線維症治療薬）の第1相臨床試験（中国）を開始。
平成17年6月	本店を東京都港区に移転。
平成17年12月	F647のRP（放射性線肺炎）を適応症とする第2相臨床試験（中国）を開始。
平成18年2月	F647のIPF（特発性肺線維症）を適応症とする第2相臨床試験（中国）を開始。
平成18年2月	久留米研究ラボを閉鎖して、福岡県福岡市早良区に「GNI創薬解析センター」を開設。
平成18年7月	中国法人Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.の持分12%を取得。
平成18年12月	F351（肝線維症治療薬）の新薬治験申請（中国）を提出。
平成19年5月	本店を東京都千代田区に移転。
平成19年6月	中国法人Shanghai Genomics, Inc.を100%子会社化する持分追加取得の契約を締結。
平成19年8月	東京証券取引所マザーズ市場に株式公開。
平成19年12月	F351の第1相臨床試験（中国）を開始。
平成20年5月	F647のIPFを適応症とする第2相臨床試験（中国）を終了。
平成20年8月	「GNI創薬解析センター」を閉鎖し、中国法人Shanghai Genomics, Inc.に統合。
平成20年9月	米国法人GNI USA, Inc.を清算。
平成21年1月	F647のRPを適応症とする第2相臨床試験（中国）を終了。
平成21年12月	F647のIPFに関する新薬許可申請（中国）を提出。
平成21年6月	本店を東京都新宿区に移転。
平成22年11月	中国法人Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.の持分を売却。
平成22年11月	イーピーエス株式会社との合併で、中国法人GNI-EPS Pharmaceuticals, Incを設立。
平成23年7月	F573（急性肝不全 / 慢性肝不全急性化（ACLF）治療薬）の新薬治験申請（中国）を提出。
平成23年8月	中国法人Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.の持分51%（間接保有分11.56%）を取得し子会社化。
平成23年9月	F647のIPFに関する新薬承認（中国）取得。

3【事業の内容】

（1）事業の概要

1）当社グループの事業概要

当社グループは、アジアに患者の多い疾患を適応症とした複数の創薬候補化合物をパイプラインに持ち、先端バイオ技術を活用して創薬活動を行っている創薬企業グループであります。自社の研究により開発された創薬候補物より、開発パイプラインを充実させると同時に、その一部を外部製薬企業にも共同研究を通じて提供し、さらなる価値創造につなげております。

当社の連結子会社であるShanghai Genomics, Inc.、GNI-EPS Pharmaceuticals, IncならびにBeijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.は、中国における臨床試験、医薬品の開発並びに製造販売、抗体製造販売、創薬関連の研究受託等を行っております。当社グループの事業は単一セグメントであるため、セグメントの区分を行っておりません。

2）当社グループの特色

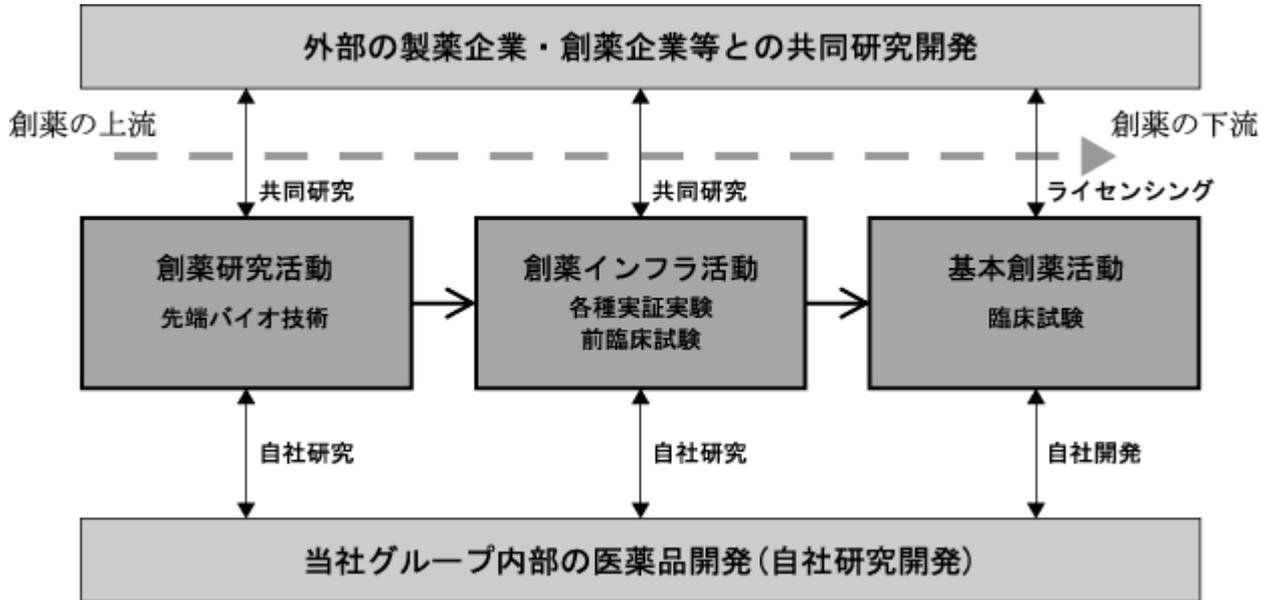
当社グループは、複数の創薬候補化合物を有し、日本や中国などのアジアに患者の多い疾患を標的にした治療薬を開発していること、中国での臨床試験やバイオ実証試験などの創薬プロセス（上流から下流まで）を有していること、などを特色としています。

当社グループの手がける事業は、創薬プロセスの上流から下流に関わる3つの創薬活動から成り立っております。

- （ ）創薬研究活動（創薬プロセスの上流）・・・当社グループが独自に（もしくは外部の製薬企業との共同研究を通じて）、先端バイオ技術を活用して、ターゲット遺伝子または既存化合物の作用機序（作用のメカニズム）の解明

や未知遺伝子に関する機能推定などを行う活動であります。

- () 創薬インフラ活動（同中流）・・・当社グループが独自に（もしくは外部の製薬企業との共同研究を通じて）、各種実証実験や前臨床試験などを実施する活動であります。
- () 基本創薬活動（同下流）・・・当社グループが独自に開発した（もしくは外部からライセンスを受けた）創薬候補化合物等の臨床試験を実施し、医薬品としての承認を受け、製造及び販売を企画実行する活動であります。



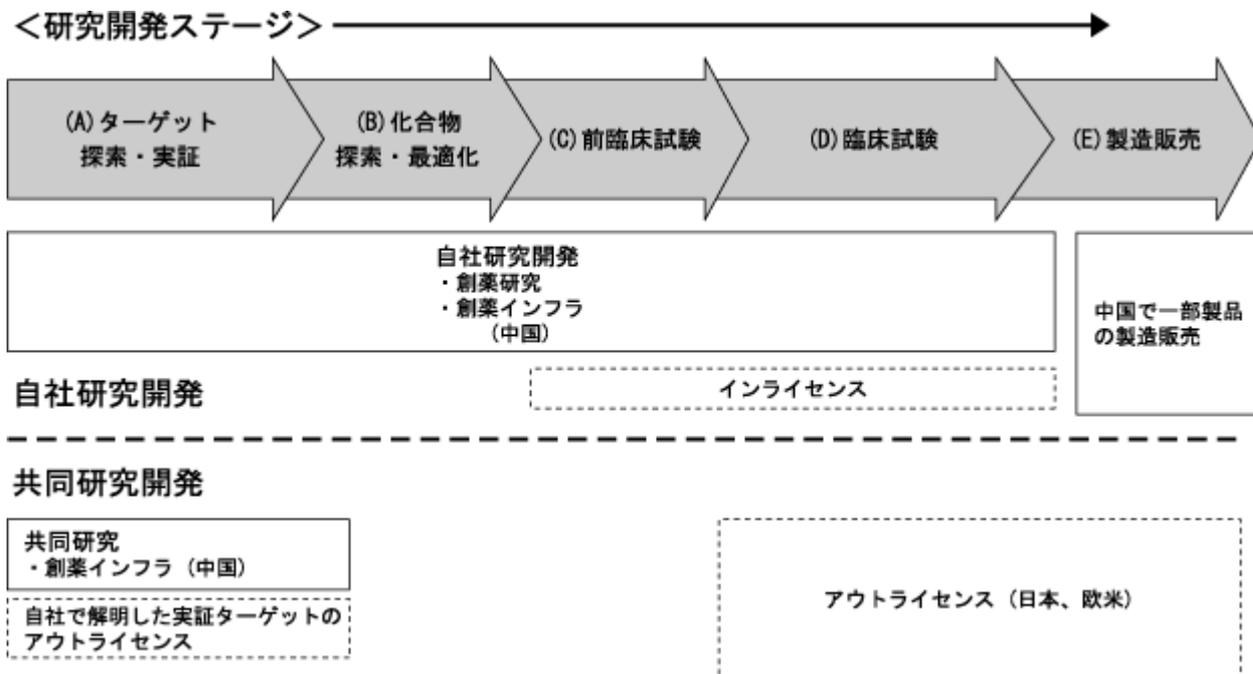
これら3つの創薬活動、すなわち「創薬研究活動」（創薬プロセスの上流）「創薬インフラ活動」（同中流）「基本創薬活動」（同下流）は、当社グループにおける一貫した創薬活動であります。当社グループの事業的な特色は、これら上流から下流までの大部分のプロセスでの事業活動を自前でできる点であります。当社グループにおける創薬プロセスをより具体的に見ると、(1)先端バイオ技術（中国）を活用した各種実証研究や創薬候補物の探索、(2)前臨床試験・臨床試験のマネジメント能力（中国）の2つを持つことが当社グループの特徴となっております。(1)は創薬プロセスの上流から中流の工程、(2)は下流の工程に対応しております。他の創薬ベンチャー企業の一般的な事業モデルは、上流工程だけを自社で行い、下流工程は外部の製薬企業との戦略提携に頼るというものですが、その場合には臨床試験等のコスト負担が軽減する一方で、大きな収益がアライアンス先の製薬企業に移転してしまうというデメリットがあります。逆に、臨床試験や製造販売などを自社で行う場合には、大きなコスト負担が生じることになりますが、他方でより高い利益率を享受できるようになるのが通例です。

3) 2つの創薬アプローチ

当社グループの創薬活動は、大きく分けて、自社で創薬の実現を進める「自社研究開発」と、外部企業との共同で創薬を進める「共同研究開発」、という2つのアプローチを取っております。また当社グループが関わる創薬段階は、(A)ターゲット探索・実証段階、(B)化合物探索・最適化段階、(C)前臨床試験段階、(D)臨床試験段階、(E)製造販売段階の5つに分けられます。

の自社研究開発では、(A)のターゲット探索・実証段階から(D)の臨床試験段階までを一貫して社内で実現しております。また医薬品としての承認を受けたIPF治療薬F647の(E)製造販売を実現する為にBeijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.を子会社し、製造販売許可申請に向け準備を進めております。

の共同研究開発では、(A)のターゲット探索・実証段階での活動に強みがあります。中国において先端バイオ技術を活用し、国際的な大手製薬会社との研究プロジェクトを行っております。



点線で囲まれた項目については、すでに活動を行っておりますが、欧米での成約等の実績はありません。

(2) 現在の事業内容

1) 基本創薬活動

当社グループの開発品目構成は以下の通りです。

(医薬品)

開発品	適応症等	ステージ	開発地域	備考
F647	放射線性肺炎 (RP)	第2相臨床試験 (平成21年1月終了)	中国	経口 非ステロイド
F647	特発性肺線維症 (IPF)	新薬承認取得	中国	経口 非ステロイド
F351	肝線維症 (肝硬変)	第1b相臨床試験準備中	中国	経口 非ステロイド
F573	急性肝不全 / 慢性肝不全急性化 (ACLF)	治験許可書申請中	中国	経口

肺線維症治療薬 (F647(RP): 第2相臨床試験終了段階、F647(IPF): 新薬承認取得)

(用途)

肺および縦隔癌に対する標準的な治療である放射線療法の結果、肺障害を発生し、それが肺線維形成につながり、死亡例も多く報告されております。Shanghai Genomics, Inc.が中国での権利を有する化合物 (F647) は抗線維形成化合物であり、動物実験等によって線維形成の発生と瘢痕形成を防止し緩和させる機能を持っていることが示されております。肺線維症の伝統的な処方、炎症プロセスを阻害するステロイドの投与 (注射) ですが、有害な副作用を作り出すと同時に、徐々に効果が低下してきます。

(臨床開発)

当社では、中国におけるF647の線維症治療薬として、用途特許を取得しております。Shanghai Genomics, Inc. は、中国国家食品薬品监督管理局 (SFDA) 許可の下に (1) 放射線性肺炎 (RP) 治療と (2) 特発性肺線維症 (IPF) 治療の2つの第2相臨床試験が終了し (2) の特発性肺線維症治療に関しては、平成23年9月に新薬承認を取得しました。一方、(1) 放射線性肺炎治療に関しては、第3相臨床試験が必要となるため、この企画をしております。

肝線維症治療薬 (F351: 第1b相臨床試験準備中)

(用途)

日本、中国をはじめとするアジア諸国において肝硬変の主たる原因はB型肝炎ウイルス（HBV）およびC型肝炎ウイルス（HCV）であります。F351はShanghai Genomics, Inc.で新たに開発した化合物で、動物実験等によって肝臓の線維症もしくは肝硬変を予防または治療する効果が認められております。

中国においては、肝疾患はいわゆる「国民病」です。中国やアジア諸国では、ウイルス性肝炎は肝硬変の主因と考えられています。継続的な肝炎の結果として肝線維症になり、その後適切な改善の手を打たなければ、長期的に病状が悪化し死に至る場合もあります。

(研究開発)

当社では、F351に関する特許申請結果、中国、日本、豪州、米国、カナダ、欧州に於いて特許が成立しております。F351については、前臨床試験用の高純度のF351を生成しSFDAの品質検査に合格しております。また前臨床試験では、広範囲に亘る化学検査を通じて、薬品としての品質管理、製造、加工、包装等に最適な方法の評価、さらには安全性および吸収特性を評価するために薬理試験、毒性試験などを実施しております。これら前臨床試験の結果を取り纏め、平成18年12月に新薬治験申請（IND）を行い、平成19年12月より開始した第1相臨床試験を終了し、第1b相臨床試験の準備を行っております。

急性肝不全 / 慢性肝不全急性化（ACLF）治療薬（F573：治験許可書申請段階）

(用途)

F573は、細胞死や炎症反応で中心的役割を果たしている酵素であるカスパーゼに対して、強力で不可逆的な阻害効果を持つジペプチド化合物です。肝不全、脳虚血および心筋梗塞の動物モデルで、顕著な効果を示しています。

(研究開発)

F573（急性肝不全 / 慢性肝不全急性化（ACLF）治療薬）は、米国EpiCept社で開発され、同社は米国、中国その他主要地域での特許を取得しています。当社は、アジア、豪州及びニュージーランドにおいて開発を行う権利を得て、平成23年7月に、中国で治験許可（IND）申請書を提出いたしました。

2) その他創薬活動

その他創薬活動は、創薬研究活動と創薬インフラ活動の2つの事業活動で構成されています。

創薬研究活動は、当社グループが保有する先端バイオ技術を用いた研究活動であります。当社は、すでに国際的な研究誌に発表しているものを含め、いくつかの将来の創薬候補物になりうるターゲットを有しております。これらは独自の基礎的研究から生まれてきたものです。

一方、創薬インフラ活動は、当社グループ内での医薬品開発又は外部との共同開発を支援する活動であります。先端ゲノム技術を活用したタンパク質発現・精製技術、アッセイ系構築技術を用いて、現在複数の国際的製薬企業との共同研究を実施しております。

<用語解説>（アルファベット、あいうえお順）

DNA、RNA、遺伝子発現

生命活動の維持は、遺伝情報を担うDNAと遺伝情報が発現したタンパク質によってなされている。遺伝情報であるDNAの情報は複製（replication）されることにより、親から子へあるいは細胞から細胞へと伝えられる。また、細胞内ではDNA上の特定の遺伝子の部分がタンパク質に翻訳（translation）されて、細胞としての働きが維持される。4種類の文字からなるDNAの文字列を20種類の文字からなるタンパク質の文字列に変換することを翻訳と言い、コドンと呼ばれるDNAの3文字を単位としてアミノ酸1文字に変換される。64種類のコドンと20種類のアミノ酸及び翻訳停止信号を対応づけるのが遺伝暗号（genetic code）である。この変換の際に、DNAの情報は直接タンパク質に翻訳されるのではなく、いったんRNA（ribonucleic acid）に転写（transcription）され、RNAからタンパク質に翻訳される。RNAには、転移RNAやリボソームRNAなど異なる役割をするものも存在するが、ここでのRNAを特にメッセンジャーRNA（mRNA）という。通常は遺伝子産物が生じること、すなわち転写あるいは翻訳が起こることを遺伝子発現と呼ぶ。

HBV

B型肝炎ウイルス（Hepatitis B virus）。肝炎を引き起こす6種類の原因ウイルスのひとつでB型肝炎を引き起こす。HBVにはワクチンがあり、感染後の発症防止にも効果があるとされている。

HCV

C型肝炎ウイルス (Hepatitis C virus)。肝炎を引き起こす原因ウイルスのひとつでC型肝炎を引き起こす。C型肝炎はB型と同様に血液を介した感染が主であるが、ワクチンはなく、慢性化し感染状態が長く持続することが多い。HCVキャリアの多くは慢性肝炎の増悪と軽快を繰り返しつつ、20年以上の長期の経過で肝硬変から肝癌へと進展し、最終的には死に至るものと考えられている。

IND

新薬治験申請のことで、Investigational New Drugの略。

アウトライセンスとインライセンス

保有する知的財産の使用許諾を他社に供与することをアウトライセンスと言う。逆に他社が持つ知的財産を自社で使用するためにその知的財産の使用許諾を受けることをインライセンスと言う。

アッセイ

実験的に行われる検定法、測定法、分析等の全般をさす。使用例としてassay method〔試験法〕、yeast assay〔酵母試験法〕、enzymatic assay〔酵素的試験法〕等がある。

遺伝子ネットワーク

遺伝子ネットワークとは、遺伝子間の因果関係を発現レベル（すなわちメッセンジャーRNAのレベルの反応として検知）で可視化し解明する解析技術。従来の創薬に比べて疾患に対する治療効果が高かつ副作用の少ない医薬品を生み出すことを可能にする。

基本創薬活動

当社グループが独自に開発、若しくは外部からライセンスを受けた創薬候補化合物について、臨床試験を実施し、医薬品としての承認を受け、製造及び販売を実行するという創薬の基本的な活動である。

ゲノムとゲノム創薬

ゲノム(genome)は遺伝子(gene)+全体(ome)である。生物が生命活動を行なうために必要な全遺伝情報のことを指す。4種類の塩基(アデニン、チミン、グアニン、シトシン)から構成される。ゲノム創薬とはこのゲノムの情報を利用して疾患の原因を分子レベルで追求し、より最適な創薬ターゲットを明らかにし、新薬開発に結びつけることである。従来の薬剤開発は経験則や、限られた情報を基に化合物のスクリーニング、リード化合物の導出と最適化、臨床試験という流れで、長い開発時間を要するのと、ターゲット遺伝子が最適かどうか分からないといった欠点があった。

作用機序(作用メカニズム)

薬剤が疾患を治したり、または和らげたりする仕組みのこと。薬剤の作用メカニズムは明らかになっていないものが多く、そのため予想外の副作用をもたらすことがある。薬剤の分子レベルでの作用メカニズムを解析することは薬剤開発において重要課題の一つであり、遺伝子ネットワーク解析はその方法の一つである。

創薬研究活動

先端バイオロジー技術を活用した創薬活動のこと。当社グループでは、自社独自に、若しくは外部の製薬企業と共同で、ターゲット遺伝子(または既存化合物の作用のメカニズム)を解明または、未知の遺伝子に関する機能推定などを行なう活動である。

創薬と製薬

創薬は新薬を開発することで、ターゲット疾患の選定からターゲット遺伝子の探索・解明、化合物のスクリーニングと最適化、臨床試験、承認を経て上市までのことをいう。製薬は創薬を含め、製造、販売、製造販売後臨床試験、薬剤の安定的供給などを含めたものを言う。

線維症

肺などの器官において線維組織が増え、器官の機能を阻害する症状を指す。線維化が広範囲に及ぶと死に至る。

前臨床試験と臨床試験

候補薬剤の有効性、安全性を確認するための試験、前臨床試験は動物（マウス、イヌ、ネコ、サルなど）による試験で、臨床試験は人による試験。臨床試験は第1相臨床試験（フェーズⅠ）又はフェーズⅠa、Ⅰb）、第2相臨床試験（フェーズⅡ）、第3相臨床試験（フェーズⅢ）の3段階からなり、第1相臨床試験では健康な人への投与、第2相臨床試験では少数の患者への投与、第3相臨床試験では多数の患者への投与を行ない、その有効性、安全性を試験する。第3相臨床試験終了後、新薬承認申請並びに製造販売許可申請を行ない、開発国当局（日本では厚生労働省、中国では中国国家食品薬品监督管理局）から承認されれば上市される。

創薬インフラ活動

当社グループ独自で、若しくは外部の製薬企業に対して、タンパク質発現や精製等の生物学的実験、前臨床試験などを実施する活動である。

創薬候補物と創薬候補化合物

創薬候補物とは前臨床、及び臨床試験に挙げられる低分子化合物、抗体医薬、核酸医薬、組み替えタンパク質製剤等医薬品物質全てのことを指し、創薬候補化合物はそれらの中で特に低分子化合物のことをいう。

創薬ターゲット(製薬ターゲット)

医薬品が疾患の治療効果をもたらすため、生体内で相互作用する相手分子をさす。多くはタンパク質である。

低分子化合物

分子量の小さな有機化合物を指す。一般的には医薬品は低分子化合物であり、それ以外の医薬品として抗体医薬や組み換えタンパク質製剤がある。

特発性肺線維症（IPF）

IPFは、Idiopathic Pulmonary Fibrosisの略。発症原因の不明な肺線維症をいう。長期間にわたる損傷により慢性的な炎症が生じ、やがて肺線維症が引き起こされる。

パイプライン

創薬の開発段階から販売開始までの各段階に位置づけられる開発品のこと。

非ステロイド

ステロイドは、ある種の4つの環からなる骨格構造を持つ化合物の総称で、膜脂質の構成成分であるコレステロールや性ホルモンなどのステロイドホルモンがある。ある種のステロイドホルモンは抗炎症剤としても用いられているが、副作用の問題がある。非ステロイドは、「ステロイドではない薬剤」と言う文脈でよく用いられる。抗炎症剤としてはアスピリンやCOX2阻害剤などが非ステロイド剤である。

放射線性肺炎（RP）

RPは、Radiation-induced Pneumonitisの略。大量の放射線（約8Gy以上）の外部被ばくで発症する肺炎。肺の炎症、急激な肺活量の低下、血液の酸素飽和度の低下などをもたらす。

リード化合物

創薬ターゲットが解明された後、それを阻害または活性化させる低分子化合物を膨大な化合物データベースや新たに合成された化合物群の中からHTSなどで選ぶ（スクリーニング）。このスクリーニング過程で見つかる最もよい薬理活性を示す低分子化合物のことをリード化合物という。リード化合物はさらに高い薬効、かつ安全性を備えた物質に修飾され（リード化合物の最適化）、最終的に創薬候補化合物となる。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) Shanghai Genomics, Inc.	中国 上海市	101,000,000 人民元	創薬開発並びに 生物化学的実験 等の請負	100.00	中国における臨床試験及び医 薬品の開発、役員兼任3名
G N I - E P S Pharmaceuticals, Inc.	中国 天津市	2億円	F351の開発及び 製造販売事業の 確立	50.0	中国における臨床試験及び医 薬品の開発、製造販売、役員兼 任2名
Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.	中国 北京市	30,530,000 人民元	医薬品開発・製 造・販売	51.0 (間接保有分 11.56%)	中国において製造設備を所有 役員兼任3名(当社役員2 名、当社子会社・社員1名)

- (注) 1. Shanghai Genomics, Inc.及びBeijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.については、特定子会社に
該当しております。
2. Shanghai Genomics, Inc.については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める
割合が10%を超えております。
主要な損益情報等 (1) 売上高 44,598千円
(2) 関係会社売上高 63,971千円
(3) 経常損失 109,349千円
(4) 当期純損失 110,016千円
(5) 純資産額 144,312千円
(6) 総資産額 181,978千円
3. 当社とイーピーエス株式会社は平成22年11月26日にGNI-EPS Pharmaceuticals, Incを設立し、実質支配力基準
に基づいて、前連結会計年度より当社の連結子会社としております。
4. Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)
の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
主要な損益情報等 (1) 売上高 27,026千円
(2) 関係会社売上高 千円
(3) 経常損失 17,535千円
(4) 当期純損失 16,795千円
(5) 純資産額 168,007千円
(6) 総資産額 517,359千円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	5
中国	115(6)
合計	120(6)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 従業員数合計59人の増加は、主にBeijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.を子会社化したことによるも
のであります。
3. 臨時雇用者数(パートタイマーを含みます。)の年間平均人員を()外数で記載しております。

(2)提出会社の状況

平成23年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
5	43.7	3.2	5,444

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	5

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。)を記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3)労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係について特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度における我が国経済は、中国をはじめ好調な新興国を中心とした海外経済の改善と、様々な行政施策の要因により、緩やかながらも景気回復の足取りを強めてまいりました。しかし、円高に加えて景況感に鈍化懸念が見受けられるなど、先行きの不安を払拭できない状況が続いております。

このような経営環境の中で、当社グループは、線維症治療薬を代表とした医薬品の開発及び製造販売を行う企業を目指し成長軌道に乗せるべく、取り組んでまいりました。また、当社グループの課題であった資金調達も順調に達成しつつあり、さらに強固な財務体質と会社経営を標榜し努めてまいります。

当連結会計年度の売上高は前年より182,543千円減少し90,332千円、営業損失は前年より188,265千円増加し457,293千円、経常損失は前年より200,748千円増加し463,877千円となりました。当期純損失は、特別利益として償却債権取立益10,582千円及び前期損益修正益を5,181千円計上し、特別損失として損害賠償金9,842千円及び前期損益修正損を1,200千円計上した結果、435,450千円となりました。

報告セグメントで見ますと、日本における売上高は18,707千円（前年同期は売上高213,637千円）、セグメント損失は180,724千円（前年同期は営業損失21,995千円）となりました。中国における売上高は71,625千円（前年同期は売上高59,238千円）、セグメント損失は195,375千円（前年同期は営業損失248,540千円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は前連結会計年度末に比べ225,724千円増加し780,618千円（前年同期比40.7%増）となりました。当連結会計年度のキャッシュ・フローの概況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動により減少した資金は163,989千円（前年同期は130,543千円の減少）となりました。主な減少要因は税金等調整前当期純損失459,156千円であり、主な増加要因は減価償却費15,668千円、のれん償却額82,260千円、売掛債権の減少99,017千円および株式報酬費用49,926千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動により減少した資金は106,475千円（前年同期は37,113千円の増加）となりました。これは主に、19,058千円の有形固定資産の取得支出や、38,313千円の無形固定資産の取得による支出や、関係会社出資金の払い込みによる支出37,519千円などによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動により増加した資金は、498,085千円（前年同期は226,260千円の増加）となりました。これは主に、第三者割当増資による株式の発行収入439,753千円を計上したことによりです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当社グループの業務は業務の性質上、生産として把握することが困難であるため、記載を省略しております。

(2)受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、受注状況の記載はしていません。

(3)販売実績

当連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
日本	18,707	91.2
中国	71,625	20.9
合計	90,332	66.9

(注) 1. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)		当連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
和光純薬工業株式会社			18,604	20.6
イーピーエス株式会社	200,000	73.3		

3【対処すべき課題】

当社グループを取り巻く環境及びこれに対処する当社の課題を、次のように捉えております。

(1) 事業環境の変化

ポストゲノム時代と称され、ゲノム創薬、遺伝子治療、テーラーメイド医療などゲノム情報を活用した新たな治療法や治療薬に対する期待感が高まっております。

90年代に発売された製薬企業の薬剤が、2010年以降、相次いで特許切れを起こすという、いわゆる「2010年問題」が存在します。これは国内外の製薬企業に共通した課題であり、後継新薬の早期開発が求められております。しかし、その開発には、時間と多額の費用が掛かる一方、日本では薬価改定により薬価の引き下げが行われ、新薬の開発はより一層難しい状況にあります。

国家・厚生労働省の方針として、ゼネリックス薬品市場への参入が進められており、製薬企業は、この方向に向かうと共に、市場の急成長を見ている中国、インドに向かうことも当然の流れと考えられます。同時に、全く新しい薬を見つけることは、効率的問題以外にも、研究開発費用が、最終段階における副作用の発生等により全て無駄に帰する危険も多大であり、従って、従来存在する薬剤の化合物を他目的に適用開発するなどの手法も多くとられています。

当社としましては、中国における子会社を最大限に活用し、従来の薬剤の新規用途開発及び、その異性体を活用するなどの方式を採用し、中国における新薬開発を重点的に進め、これを基礎として、日本及び欧米に展開する方針をもって進めております。しかしながら、上記の通り、新薬開発に関しては、最終的に薬剤製造販売の許可を取り、市場に出すまで、何らかの企業リスクを背負っていることは事実です。

(2) 当社グループを巡る経営課題

当社グループにとっての対処すべき課題として、以下のように考えております。

1) F647、F351、F573の中国における治験の進捗

当社グループは、「アジアに多い疾患の医薬品開発」というビジョンを掲げており、特にF647、F351、F573の創薬候補物の治験を着実に進めていくことが、当社グループが事業を発展させていく上で重要であると考えております。

2) 中国における製造販売体制の構築

中国で、IPF治療薬F647の新薬承認を取得致し、現在、自社グループ内で製造・販売を行う為の準備段階にあります。このためIPF治療薬F647の上市の時期を見据えて、製造設備への投資、販売網の構築等を進めていくことが、現在の課題であります。

3) ライセンス(イン/アウト)交渉の推進

上述のように当社グループの医薬品パイプラインを充実させていくために、自社グループ開発に加えて外部からのイン・ライセンシングに注力していく必要があります。また当社グループが保有する医薬品パイプラインの中でPOC（概念実証）が取得できたものは、他の製薬会社へのアウト・ライセンシングを行うことも視野に入れております。

4) 中国に加えて、日本及び欧米での臨床開発体制の構築

当社グループは、現在6カ国・地域にて特許成立したF351の開発に関して、現在実行中の中国ではイーピーエス株式会社と共同で開発を行い、日本においては同社とライセンスアウト先を検討しております。また、欧米における開発の希望も持っております。このために、共同開発を含む体制の整備を考え広く門戸を開放しており、早期且つ広範な市場開拓を目指して体制構築することが課題となります。

5) 先端ゲノム技術による共同研究の拡大

当社グループが保有する先端ゲノム技術等を活用して、欧米の大手製薬企業のみならず、中国・日本の製薬会社との共同研究プロジェクトの獲得を目指しております。こうした活動は、当社グループの将来価値を拡大するものと考えております。

6) 借入もしくは増資等により資金調達

当社グループは、開発中の創薬候補物が上市に至るまで、多額の開発費用等が必要となります。現在医薬品開発をコスト優位性のある中国で行っておりますが、開発を進めるためには借入若しくは増資等による資金調達が必要となります。

4【事業等のリスク】

当社グループにおいて、事業展開に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項は以下の通りであります。なお、リスク要因に該当しないと思われる事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。また当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項目以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。以下の記載は本株式への投資に関連するリスクすべてを網羅するものではありませんのでご注意ください。

本項中の記載内容については、特に断りがない限り平成23年12月31日現在の事項であり、将来に関する事項は本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

1. 沿革について

当社は創業の実現を目的として、平成13年11月に、当初米国法人Gene Networks, Inc.の日本法人として設立された会社であり、会社設立から数えてまだ11年目という社歴の短い会社であります。そのため、業績推移等の財務データが十分には得られず、また環境変化に合わせた戦略や事業展開の見直しを継続的に行っており、当然ながら過年度の財政状態及び経営成績だけでは当社グループの業績を予測することは難しいと考えられます。

2. 医薬品の開発リスクについて

当社グループでは、欧米のバイオ企業や製薬会社と共同研究開発を行うことにより、欧米の手法と中国の臨床開発を組み合わせて医薬品の開発を行っております。中国では直接経費等が安い事により開発コストを抑えることでコスト効率に優れた開発活動が可能ではありますが、医薬品の開発には多額の開発コストと長期の開発期間を要し、さらに製造承認は、当該国政府機関の許可に基づく為、その承認時期は不確定要素を含むものであり、当社グループの経営計画はこれらの進捗状況の影響を受けることとなります。そのため、当社グループが希望している通りに医薬品の生産及び販売が行われる保証はありません。当該3品目のうち、F647（一般名：ピルフェニドン）は1970年代に開発された物質であり、既に、日本に於いては、同化合物を開発した塩野義製薬株式会社が、特発性肺線維症治療薬「ピレスパ錠200mg」の製造販売承認を平成20年10月16日付けで取得し、続いて欧州では米インタミュン社が特発性肺線維症治療薬「Esbriet」の製造販売承認を平成23年3月3日付けで取得し、9月に中国に於いて当社は特発性肺線維症治療薬F647に関する新薬承認を取得していることから、F647放射線性肺炎の臨床開発に於けるリスクは新規化合物に比べ低いと考えておりますが、如何なる薬剤にも共通するリスクとして有効性及び安全性の2点について問題が生じる可能性があります。また、F351は前臨床試験において安全性を確認しておりますが、新規化合物であり有効性及び安全性の観点について問題が生じる可能性は上記の通りです。また、F573（急性肝不全・慢性肝不全急性化（ACLF）治療薬）はIND申請中であり、今後有効性及び安全性について問題が生じた場合、臨床試験に進めない可能性があります。さらに上記以外の事業リスクとして、治験に参加頂く患者を集めることが予定期間では達成できず、治験期間が延長される可能性もあります。

なお、新薬承認（製造承認等を含む）がなければ開発コストは回収できず、また承認がおりたとしても、何ら

かの製造販売上の問題によって、当社グループの経営計画上想定されている目標売上を確保できない可能性もあります。

3. 中国で事業を行うリスクについて

当社グループ活動において、連結子会社である中国Shanghai Genomics, Inc.やBeijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.の影響力が大きいため、当社グループは中国で事業を行っているという特有のリスクの影響を受ける可能性があります。

中国政府は、中国経済に影響を及ぼす経済政策や産業政策に関わる権限を有しております。中国の医薬品産業は中国政府の厳しい監督管理下での規制を受けており、中国における当社グループの活動は中国政府が公布する法律等に従います。これら中国の政策、規制、法律等に変化が生じた場合には、当社グループの経営戦略や事業活動に制約が加えられる可能性があります。

加えて、中国における種々のカントリーリスクも、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

4. 競合について

当社グループが開発を進めている肝線維症治療薬（F351）ならびに急性肝不全／慢性肝不全急性化（ACLF）治療薬（F573）、直接競合する創薬候補物の存在は確認しておりません。肺線維症治療薬（F647）は日本、米国、欧州においてIPFを適応症とする競合品が存在しますが、当社グループのF647は基本的に中国市場での製造販売を計画しておりますので、それらとは直接の競合状態とはならないと考えております。

5. 法的規制について

当社グループは、現在医薬品等の研究開発を行っておりますが、その成果に基づき中国で医薬品の製造販売を行うことを目指しております。この場合には中国の薬品生産監督管理弁法及び関連法規の規制を受けることとなります。この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性の確保を目的としており、その製造販売には個別商品ごとに所轄官公庁の承認又は許可が必要となります。当社グループの事業は、現時点における中国でのあらゆる法令に適合していると考えております。しかし、現行の中国の法令の解釈、適用及び運用には多くの不確定要素があることは否めず、さらに新たな法令の影響は現時点では予測不能であります。従って当社グループの事業は、中国当局の現行の法令に関する見解が当社と異なる場合や、中国当局が制定する新たな法令により、影響を受ける可能性はあります。

6. 事業体制について

小規模組織であること

当社（提出会社）は平成20年に実行した企業再編の結果、平成23年12月31日現在、取締役7名及び社員数5名（但し、子会社の従業員は合計115名であります。）の小規模組織であり、また社歴も浅いため、経営陣や従業員に業務遂行上の支障が生じた場合や急に人材が社外流出した場合、代替要員の不在、事務引継ぎの遅滞などによって業務に支障が生じた場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。当社グループは、組織的な経営基盤の強化を行っておりますが、今後当社グループの業容が拡大した場合、現状のままでは適切かつ十分な人的・組織的対応が出来なくなる恐れがあるため企業内容の充実に合わせて、今後人員の増強や社内管理体制の一層の充実に努めていく必要があります。

特定人物への依存

取締役代表執行役社長兼CEOであるイン・ルオ、取締役代表執行役COOである片岡隆志は残り5名の事業経験豊かな取締役（うち4名は社外取締役）と共に、当社グループの事業を推進する最高責任者として、経営戦略の策定、研究開発や事業開発の推進において重要な役割を果たしております。

しかしながら、当社グループの経営は、上記2名を中心としたマネジメントに依存しており、現在の経営陣が継続して当社グループの事業を運営できない場合、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を与える可能性があります。

人材の確保について

当社グループは研究開発型企業であり、競争力の維持のためにも、専門的な知識・技能をもった優秀な人材の確保は必須であると考えております。しかしながら、計画どおりの人材の確保が行えず、あるいは当社グループの人材が社外に流出する可能性は否定できません。このような状況になった場合には、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

7. 知的財産権について

当社グループが保有する知的財産権について

当社グループは研究開発活動において様々な特許等の知的財産権を保有しています。しかしながら、当社グループの研究開発を超える優れた研究開発が他社によってなされた場合や、当社グループの出願した特許申請が成立しないような場合にも、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産に関する訴訟及びクレーム等の対応に係るリスクについて

当連結会計年度末において、当社グループの事業に関連した特許等の知的財産権に関して、第三者との間で訴訟やクレームといった問題が発生したという事実はありません。当社グループは現在、早期の特許出願を優先する方針をとっており、特許出願後において事業展開上の重要性等を考慮しつつ必要な調査等の対応を実施しております。現時点においては、他社が保有する特許等への抵触により、事業に重大な支障を及ぼす可能性は低いものと認識しております。もとより、当社グループのような研究開発型企業において、このような知的財産権侵害問題の発生を完全に回避することは困難であります。今後において、当社グループが第三者との間で法的紛争に巻き込まれた場合には、弁護士や弁理士との協議の上、その内容に応じて対応策を講じていく方針であります。法的紛争の解決に多大な労力、時間及び費用を要する可能性があり、その場合当社グループの事業戦略や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

職務発明に係る社内対応について

平成17年4月1日から施行された特許法の法改正に伴ない、職務発明の取扱いにおいて労使間の協議による納得性、基準の明示性、当事者の運用の納得性が重視されることとなりました。これを受けて、当社グループでは経営陣と研究開発部門とが協議の上、知的財産管理規程を作成し運用しております。しかしながら、将来かかる対価の相当性につき紛争が発生した場合には、当社グループの事業戦略や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

8. 製造物責任のリスクについて

医薬品の設計、開発及び製造には、製造物責任賠償のリスクが内在しております。当社グループは、将来開発したいずれかの医薬品が健康被害を引き起こし、または臨床試験、製造、営業若しくは販売において不適当な点が発見された場合には、製造物責任を負い、当社グループの業務及び財務状況に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、例えかかる請求が認められなかったとしても、製造物責任請求が与えるネガティブなイメージにより、当社グループ及び当社グループの医薬品に対する信頼に悪影響が生じ、当社グループの事業に影響を与える可能性があります。

9. 新株予約権等について

当社グループは、ストックオプション制度を採用しております。この制度は当社グループの役員や従業員に対して、業績向上に対する意欲を持たせるものとして有効な制度であると認識しておりますが、それらの新株予約権が行使された場合、当社グループの1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。しかしながら、基本的な財務計画は潜在株ベースで進めておりますので大きな問題にはならないと考えております。一方、今後も優秀な人材確保のために、同様のインセンティブプランを継続して実施していくことは必須のものであると認識しております。

10. 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
該当事項はありません。

5【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約内容	契約締結日	契約期間
株式会社ジーエヌアイグループ(当社)	イーピーエス株式会社	日本	技術	中国における医薬品候補品F351の共同開発	平成22年9月27日	平成22年7月30日～
株式会社ジーエヌアイグループ(当社)、Shanghai Genomics, Inc.社(当社100%子会社)	Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.	中国	製造販売	IPF治療薬F647の製造販売(製造販売許可の承認後)	平成23年7月13日	平成23年7月13日～

6【研究開発活動】

(1) 研究開発活動の概要

当社グループは、研究開発の重点疾患領域を(i)癌及び(ii)炎症としております。当社グループでは、R&D活動の対象を、徐々に創薬プロセスの上流から、より焦点を絞った候補物の発見・開発という下流へと移してきております。こうした具体的かつ薬剤開発に直結する創薬研究により、今後新しい創薬候補物を輩出して行くものと期待されます。

研究開発部門に所属する人員は平成23年12月31日現在36名が中国で研究活動を行っており、平成23年12月期において研究開発費の総額は103,715千円(中国セグメント)であります。なお、当社グループは先端バイオ技術による創薬事業会社として、同一セグメントに属する事業を行っているため、事業の種類別セグメントの該当事項はありません。

当社グループは、自社が保有する肺線維症治療薬(F647：IPFに関しては中国で新薬承認を平成23年9月に取得、RPに関しては中国で第2相臨床試験終了段階)と肝線維症治療薬(F351：中国で第1b相臨床試験準備中)の臨床開発ならびに、F573に関しては、前臨床試験を終了し7月に治験許可(IND)申請を提出しました。中国での販売に当たっては、医薬品の製造工場が必要となりますが、既に新薬承認されたIPF治療薬F647に関しては、製造販売許可を取得後、子会社化したBeijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.にて、その製造販売を行います。また医薬品のパイプラインを充実させるために、自社開発に加えて、創薬候補物の外部からのライセンスにも積極的に取り組んで参ります。

(2) 具体的な研究開発活動

主要なR&D活動は、以下の通りです。

1. プロダクト・ポートフォリオマネジメント、創薬候補物選択、共同研究パートナーからのインライセンスなど

多くの製薬会社はリスク低減と開発プロセスのスピードアップに努力していますが、POC(概念実証)による安全性・有効性の確認こそが最重要であることは言うまでもありません。当社の前臨床、薬事、臨床などのチームはがん、呼吸器疾患、消化器疾患、代謝疾患、炎症疾患、抗体等の各分野における16の化合物ポートフォリオの評価を行っています。米国バイオ創薬企業から中国/アジアでの臨床開発と商業化のライセンスを受けているF573は、急性肝不全・慢性肝不全急性化(ACLF)で、CMCや薬理学試験などを行っています。

2. がんに対する抑制性化合物の発見と開発

当社研究グループは、数多くのがんターゲットを阻害する効果を示唆するCDK阻害プロファイルを有する一連の新しい化合物を同定しました。アニマルモデルによる予備研究によれば、それらの腫瘍に対して有効な結果が示されています。またいくつか追加的な派生物が合成され、それらもCDKやがんのセルラインに対し、強力な阻害活動を示しています。これらは特許可能な化合物の構造を有していると考えており、肺がんや肝臓がんを適応症とするリード候補物に向けた更なる検証を行っていきます。それに加えて、遺伝子ネットワーク研究プロジェクトから選択された2つの創薬ターゲットに関し幅広い研究が行われ、炎症疾患の治療に重要な役割を果たす可能性があると考えております。

3. 国際的な大手製薬会社との研究開発アウトソース事業

当社における研究開発アウトソース部門は、売上や事業関係を生み出すメリットを有しております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。連結財務諸表の作成にあたり、見積もりが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき会計上の見積もり及び判断を行っております。また、実際の結果は見積もりによる不確実性があるため、これらの見積もりと異なる場合があります。当社の連結財務諸表で採用する重要な会計方針は『第5 経理の状況 1【連結財務諸表等】連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項』に記載しております。

(2) 財政状態の分析

当社グループは、開発中の創薬候補物が上市に至るまで、多額の開発費が必要となります。現在医薬品開発をコスト優位性のある中国で行っておりますが、開発を進めるためには借入若しくは増資等による資金調達が必要となります。このため、当社グループは、当連結会計年度において、459,014千円の第三者割当増資を行いました。詳細については、平成24年1月31日に開示した、「行使価格修正条項付き第35回新株予約権（第三者割当）の月間行使状況並びに行使完了に関するお知らせ」をご参照ください。当該第三者割当増資は当連結会計年度より継続し、平成24年1月31日にて終了し、総額で793,760千円の増資となりました。

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べ603,958千円増加し1,565,778千円となりました。負債は、前連結会計年度末に比べ357,846千円増加し403,769千円となりました。純資産は、前連結会計年度末に比べ246,112千円増加し、1,162,008千円となりました。総資産及び純資産の増加は、主に当連結会計年度においてBeijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.を連結の範囲に含めたことに伴い、総資産が576,446千円、負債が396,416千円、純資産が180,029千円増加したことによります。また純資産は459,014千円の第三者割当増資を実施したことに伴い増加し、435,450千円の当期純損失を計上したことに伴い減少しております。

キャッシュフローにつきましては、営業活動により減少した資金は163,989千円（前年同期は130,543千円の減少）となりました。主な減少要因は税金等調整前当期純損失459,156千円であり、主な増加要因は減価償却費15,668千円、のれん償却額82,260千円、売掛債権の減少99,017千円および株式報酬費用49,926千円によるものであります。

投資活動により減少した資金は106,475千円（前年同期は37,113千円の増加）となりました。これは主に、19,058千円の有形固定資産の取得支出や、38,313千円の無形固定資産の取得による支出や、関係会社出資金の払い込みによる支出37,519千円などによるものであります。

財務活動により増加した資金は、498,085千円（前年同期は226,260千円の増加）となりました。これは主に、第三者割当増資による株式の発行収入439,753千円を計上したことによります。

この結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は前連結会計年度末に比べ225,724千円増加し780,618千円となりました。

(3) 経営成績の分析

当連結会計年度における我が国経済は、欧州の金融不安や米国の景気回復の遅れがある中、中国をはじめ好調な新興国を中心とした海外経済の改善はあるものの、円高に加えて景況感に鈍化懸念が見受けられ、先行きの不安を払拭できない状況が続いております。

このような経営環境の中で、当社グループは、線維症治療薬を代表とした医薬品の開発及び製造販売を行う企業を目指し成長軌道に乗せるべく、取り組んでまいりました。また、当社グループの課題であった資金調達も順調に達成しつつあり、さらに強固な財務体質と会社経営を標榜し努めてまいります。

特発性肺線維症・放射線性肺炎症治療薬 F647

中国において、商品化に最も近い創薬候補物であるF647（一般名：ピルフェニドン）については、特発性肺線維症（IPF）治療薬、並びに放射線性肺炎（RP）治療薬という2つの適応症がありますが、そのうち特発性肺線維症（IPF）治療薬において平成23年9月に中国国家食品薬品监督管理局（SFDA）の新薬承認を取得いたしました。さらに製造販売を行うには、新薬承認の他、製造販売許可の取得も必要となります。そのため医薬品製造品質管理基準であるGMP認定を得た製造設備を自社内で準備する必要があり、中国における医薬品の製造設備確保を目的として多くの製薬会社を調査し、契約交渉を行ってまいりました。その結果、GMP認定製造設備であること、原薬から製剤まで一貫生産が可能であること、空き地の余裕が十分であり、必要に応じた増設が可能であること等の利点を考慮し、平成23年8月26日に中国法人北京コンチネント薬業有限公司を子会社化し、現在、製造販売許可の申請準備を行っております。一方、放射線性肺線維症治療薬（RP）も良好な臨床試験の結果を受け、さらなる有効性と安全性を確かめるために第3相臨床試験を計画しております。

肝線維症治療薬 F351

これらに続く創薬候補物のF351は、イーピーエス株式会社（4282東証一部上場企業）と当社グループが保有する技術、知的財産、ノウハウ等を共有し肝線維症等の分野での新しい医薬品や医療技術の早期開発を目的として設立いたしました合弁会社であるGNI-EP Pharmaceuticals, Incにて、現在第1b相臨床試験準備を行っております。また肝線維症と類似する腎線維症は最終的に腎不全へとつながる疾患であり、効果的な治療薬の開発が早急に望まれる疾患であります。この腎線維症についても現在F351の有効性を確認する為の各種動物実験を行っており、現段階において、F351は肝線維症及び腎線維症に対し、優れた特徴を示しており将来の新薬開発を期待しているところであります。尚、当社は中国、オーストラリア、カナダ、米国、日本、及び欧州でF351の特許権を取得しております。

急性肝不全・慢性肝不全急性化（ACLF）治療薬 F573

急性肝不全・慢性肝不全急性化（ACLF）治療薬 F573は、上記F647、F351に続く3つ目の新薬候補物であります。F573は、強力な肝細胞死阻害剤として米国企業Epiccept社が開発したジペプチドミミックであります。中国は、B型肝炎ウイルスが原因で、世界でも大きな肝疾患市場となっており、重症肝炎の最終ステージにおいて、大規模な肝細胞死が発生する可能性があります。現存する抗ウイルス剤以外、残された選択肢である肝臓移植は大変高価な最終手段であり、早急な新薬の開発が望まれるところであります。当社グループは、過去3年に渡り、F573の合成法等を研究の結果、製剤製造に成功し前臨床試験を行ってまいりました。その結果、様々な肝不全動物モデルにおいて、F573が強力な細胞死の阻害並びに生存率改善を示した事を受け、平成23年7月7日に上海食品薬品监督管理局（FDA）に対し、治験許可（IND）申請書を提出いたしました。

上記の結果、当連結会計年度の売上高は前年より182,543千円減少し90,332千円、営業損失は前年より188,265千円増加し457,293千円、経常損失は前年より200,748千円増加し463,877千円となりました。当期純損失は、特別利益として償却債権取立益10,582千円及び前期損益修正益を5,181千円計上し、特別損失として損害賠償金9,842千円及び前期損益修正損を1,200千円計上した結果、435,450千円となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

中国において、商品化に最も近い創薬候補物であるF647（一般名：ピルフェニドン）については、特発性肺線維症（IPF）治療薬、並びに放射線性肺炎（RP）治療薬という2つの適応症がありますが、そのうち特発性肺線維症（IPF）治療薬において平成23年9月に中国国家食品薬品监督管理局（SFDA）の新薬承認を取得いたしました。製造販売を行うには、新薬承認の他、製造販売許可の取得も必要となります。そのため医薬品製造品質管理基準であるGMP認定を得た製造設備を自社内で準備する必要があり、平成23年8月26日にBeijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.を子会社化し、現在、製造販売許可の申請準備を行っております。Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.の所有している設備投資は、以下に記載の通りであります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1)提出会社（報告セグメント：日本）

平成23年12月31日現在

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額(千円)		従業員数(名)
			工具、器具及び備品	合計	
本社	東京都新宿区	統括業務施設	2,094	2,094	5

(注) 1. 本社は賃借物件で、その概要は次のとおりです。

事業所名	所在地	年間賃借料(千円)	賃借先
本社	東京都新宿区	9,400	日本リージャス株式会社

2. 金額には消費税等は含まれておりません。

(2)在外子会社（報告セグメント：中国）

平成23年12月31日現在

会社名	事業所名(所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数(名)
			建物及び構築物	機械及び装置	車両運搬具	その他	合計	
Shanghai Genomics, Inc.	本社(中国 上海)	統括業務施設 研究開発用設備	434	28,016	173	2,525	31,148	50 (6)
GNI-EPS Pharmaceuticals, Inc.	本社(中国 天津)	研究開発用設備				151	151	0
Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.	本社及び工場(中国 北京)	製造設備	92,651	16,305	1,070	17,782	127,809	65

(注) 1. 在外子会社の本社及び営業所は賃借物件で、その概要は次のとおりです。

事業所名	所在地	年間賃借料(千円)	賃借先
Shanghai Genomics, Inc.	中国 上海	27,919	Shanghai (z.j) Hi-tech Park Development Co., Ltd
GNI-EPS Pharmaceuticals, Inc.	中国 天津	1,451	Tianjin ZET International Investment Co., Ltd.
Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.	中国 北京	215	Zhu Yueying

2. 臨時雇用者数（パートタイマーを含みます。）の年間平均人員を（ ）外数で記載しております。
3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品及び建設仮勘定の合計であります。
4. 現在休止中の主要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度中においてBeijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.にて新薬承認済み特発性肺線維症治療薬F647製造用に既存設備の改築に着手いたしました。

平成23年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額(千円) (注)		資金調 達方法	着手年月	完了予定 年月
			総額	既支払額			
Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.	工場 (中国 北京)	製造設備	25,721	20,083	自己資金	平成23年 9月	平成24年 4月

(注) 上記の金額には、増値税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はございません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	243,527,000
計	243,527,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年3月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	95,097,831	99,646,831	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は1,000株であります。
計	95,097,831	99,646,831		

(注) 提出日現在の発行数には、平成24年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成16年7月12日取締役会決議（第5回新株予約権プランB）

区分	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	5(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成26年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55 資本組入額 27.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成17年6月13日取締役会決議（第5回新株予約権プランF）

区分	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	50(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110	同左
新株予約権の行使期間	優遇税制適用の場合 自平成19年6月28日 至平成26年6月29日 優遇税制適用外の場合 自平成18年6月28日 至平成26年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110 資本組入額 55	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成18年1月20日取締役会決議（第6回新株予約権プランD）

区分	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	500(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	優遇税制適用外の場合 自平成19年1月21日 至平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成18年4月19日取締役会決議（第6回新株予約権プランE）

区分	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	12(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	優遇税制適用外の場合 自平成19年4月20日 至平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議（第15回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	4(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年3月16日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年3月13日取締役会決議（第20回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	2(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	220	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年3月14日 至平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる「権利行使可能数」とは、平成19年1月22日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成20年6月24日定時株主総会決議および平成20年7月22日取締役会決議（第24回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	280(注)1	240(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	280,000	240,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年8月7日 至平成30年8月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35 資本組入額 17.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役若しくは従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、その後も新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成20年6月24日定時株主総会決議および平成20年11月20日取締役会決議（第25回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	30(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年11月21日 至平成30年11月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9 資本組入額 4.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転契約が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得する時には、下記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要する。その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成20年6月24日定時株主総会決議および平成20年12月19日取締役会決議（第26回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	50(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年12月20日 至平成30年12月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10 資本組入額 5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転契約が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、下記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要する。その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成21年6月17日定時株主総会決議および平成21年6月22日取締役会決議（第27回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	2,780(注)1	2,620(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,780,000	2,620,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年6月23日 至平成31年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34 資本組入額 17	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役若しくは従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、その後も新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成21年6月17日定時株主総会決議および平成21年6月22日取締役会決議（第28回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	440(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	440,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年6月23日 至平成31年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34 資本組入額 17	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得する時には、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当てにおいて、当社又は当社子会社の従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

新株予約権の割当てにおいて、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成21年6月17日定時株主総会決議および平成21年6月22日取締役会決議（第29回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	590(注)1	535(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	590,000	535,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年6月23日 至平成31年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34 資本組入額 17	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

() (x)当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は(y)当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、いずれの場合でも、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の行使期間内において、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。

「権利行使可能数」とは、2009年6月22日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当てを受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当てを受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。

新株予約権の割当てにおいて、当社又は当社子会社の従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成22年3月26日定時株主総会決議および平成22年3月26日取締役会決議（第31回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	1,540(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,540,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33	同左
新株予約権の行使期間	自平成24年3月27日 至平成32年3月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33 資本組入額 16.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役、もしくは従業員、当社の子会社もしくは関係会社の取締役もしくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。ただし、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、その後も新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成22年3月26日定時株主総会決議および平成22年3月26日取締役会決議（第32回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	200(注)1	150(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200,000	150,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年3月27日 至平成32年3月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33 資本組入額 16.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当てにおいて、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成22年3月26日定時株主総会決議および平成22年3月26日取締役会決議（第33回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	60(注)1	51(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年3月27日 至平成32年3月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33 資本組入額 16.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

() (x)当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は(y)当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、いずれの場合でも、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の行使期間内において、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、2010年3月26日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当てを受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当てを受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。

新株予約権の割当てにおいて、当社又は当社子会社の従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成22年3月26日定時株主総会決議および平成22年3月26日取締役会決議（第34回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	1,910(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,910,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	22	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年5月12日 至平成28年5月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 22 資本組入額 11	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

下記(i)及び(ii)に掲げる条件が全て満たされた場合に初めて新株予約権を行使することができる。

(i)当社の平成23年12月期乃至平成26年12月期のいずれかの監査済みの連結損益計算書における経常利益が2億円以上計上されること。

(ii)権利行使期間中において、当社の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における普通株式の普通取引終値が、一度でも権利行使価額に130%を乗じた価格以上となること。

() (x)当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は(y)当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、いずれの場合でも、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成23年11月14日取締役会決議および平成23年11月21日経営会議決議（第35回新株予約権（行使価格修正条項付））

区分	事業年度末現在 （平成23年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成24年2月29日）
新株予約権の数（個）	4,235（注）1	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数（株）	4,235,000	-
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注）3	-
新株予約権の行使期間	自平成23年12月8日 至平成25年12月7日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,624 資本組入額 812	-
新株予約権の行使の条件	（注）2	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	-
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	-

- （注）1．新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
- 2．本新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
- 3．本行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下の通りです。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- (i) 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (ii) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初133円とする。但し、行使価額は下記に定めるところに従い調整されるものとする。
- 行使価額の修正
- (i) 下記(ii)を条件に、行使価額は、行使日以降、各修正日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。
- (ii) 行使価額は79円を下回らず、199円を上回らないものとする。79円を下回る、または199円を上回る場合、行使価額はそれぞれ79円又は199円に修正されるものとする。
- 本新株予約権の取得
- (i) 本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個あたり1,624円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。
- (ii) 本新株予約権の発行後、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して66円を下回った場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して20取引日目の日において、本新株予約権1個あたり1,624円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。
- (iii) 本新株予約権の行使の結果、当社が総額700,000,000円を受領した場合、本新株予約権者は、本新株予約権を取得し、買取り又は行使するいかなる義務も負わないものとする。その場合、当社は、5取引日以内に本新株予約権1個あたり1,624円の価額で本新株予約権者から残存する本新株予約権を取得するものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (平成23年10月1日から 平成23年12月31日まで)	第11期 (平成23年1月1日から 平成23年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	4,765	同左
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	4,765,000	同左
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	93	同左
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	445,600	同左
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		4,765
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		4,765,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		93
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)		445,600

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成19年8月30日 (注1)	10,000,000	70,881,831	414,000	2,821,608	414,000	2,781,608
平成20年8月18日 (注2)	3,187,000	74,068,831	36,650	2,858,258	36,650	2,818,258
平成21年12月7日 (注3)	714,000	74,782,831	5,140	2,863,399	5,140	2,823,399
平成21年12月7日～ 平成21年12月31日 (注4)	6,350,000	81,132,831	101,665	2,965,064	101,665	2,925,064
平成22年1月4日～ 平成22年1月27日 (注5)	8,650,000	89,782,831	114,859	3,079,924	114,859	3,039,924
平成23年5月17日 (注6)	500,000	90,282,831	1,183	3,081,107	1,183	3,041,107
平成23年11月30日 (注7)	50,000	90,332,000	1,655	3,082,762	1,655	3,042,762
平成23年12月8日～ 平成23年12月30日 (注8)	4,765,000	95,097,000	226,669	3,309,431	226,669	3,269,431

(注) 1. 有償一般募集(ブックビルディング方式)

発行価格 90円
引受価額 82円80銭
資本組入額 41円40銭

2. 有償第三者割当

発行価格 23円
資本組入額 11円50銭
割当先 Evo Fund

3. 有償第三者割当

発行価格 14円40銭
資本組入額 7円20銭
割当先 オリックス証券株式会社

4. 新株予約権の行使による増加であります。
5. 行使価格修正条項付新株予約権付社債券等の行使による増加であります。
6. 新株予約権の行使による増加であります。
7. 新株予約権の行使による増加であります。
8. 行使価格修正条項付新株予約権付社債券等の行使による増加であります。
9. 平成24年1月1日から平成24年1月31日までの間に、行使価格修正条項付新株予約権付社債券等の行使により、発行済株式総数が4,235,000株、資本金及び資本準備金が其々177,518千円増加しております。
10. 平成24年1月1日から平成24年2月29日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が314,000株、資本金及び資本準備金が其々9,771千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成23年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 1,000株）							計	単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	2	12	31	22	12	6,147	6,226	-
所有株式数（単元）	-	1,115	3,622	758	3,085	4,002	82,498	95,080	17,831
所有株式数の割合（％）	-	1.17	3.81	0.80	4.21	3.24	86.76	100.00	-

（注）1. 自己株式2,900株は、「個人その他」に2単元及び「単元未満株式の状況」に900株を含めて記載しております。

2. 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が14単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成23年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
イン・ルオ 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部	3,665	3.85
森田 政廣	長野県伊那市	1,896	1.99
須藤 一彦	東京都東村山市	1,300	1.36
カブドットコム証券株式会社	千代田区大手町1丁目3番2号	1,283	1.34
クリティカル・テクノロジー一号投資事業 有限責任組合	港区芝浦3丁目1-1-13	1,126	1.18
大阪証券金融株式会社	大阪府中央区北浜2丁目4-6	1,096	1.15
酒井 真敬	愛知県春日井市	1,033	1.08
松井証券株式会社	千代田区麹町1丁目4	979	1.02
丹羽 弘之	静岡県藤枝市	928	0.97
エムエルアイストックローン 常任代理人 メリルリンチ日本証券株式会社	中央区日本橋1丁目4-1 日本橋一丁 目ビルディング	777	0.81
計	-	14,083	14.75

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、自己株式を含む発行済株式の総数に対する割合として算出しております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 95,078,000	95,078	-
単元未満株式数	普通株式 17,831	-	-
発行済株式総数	95,097,831	-	-
総株主の議決権	-	95,078	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が14,000株含まれております。「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数14個が含まれております。

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
株式会社ジーエヌアイ グループ	東京都新宿区西新宿 三丁目7番1号	2,900	-	2,900	0.00
計	-	2,900	-	2,900	0.00

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権を付与する方式により、当社、当社子会社及び当社の関係会社の役員、従業員及び社外の協力先に対して付与することを下記株主総会及び取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成16年6月29日定時株主総会決議および平成16年7月12日取締役会決議) (第5回新株予約権プランB)

決議年月日	平成16年7月12日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)2 (注)3
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成16年6月29日定時株主総会決議および平成17年6月13日取締役会決議) (第5回新株予約権プランF)

決議年月日	平成17年6月13日
付与対象者の区分及び人数	子会社の従業員 9名 社外の協力先 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)2 (注)3
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成17年6月30日定時株主総会決議および平成18年1月20日取締役会決議)(第6回新株予約権プランD)

決議年月日	平成18年1月20日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 1社
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)2 (注)3
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成17年6月30日定時株主総会決議および平成18年4月19日取締役会決議)(第6回新株予約権プランE)

決議年月日	平成18年4月19日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)2 (注)3
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議)(第15回新株予約権)

決議年月日	平成18年8月14日
付与対象者の区分及び人数	子会社の従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)6
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年3月13日取締役会決議)(第20回新株予約権)

決議年月日	平成19年3月13日
付与対象者の区分及び人数	子会社の従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)6
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成20年6月24日定時株主総会決議および平成20年7月22日取締役会決議)(第24回新株予約権)

決議年月日	平成20年7月22日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役 3名 監査役 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)7
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成20年6月24日定時株主総会決議および平成20年11月20日取締役会決議)(第25回新株予約権)

決議年月日	平成20年11月20日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)8
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成20年6月24日定時株主総会決議および平成20年12月19日取締役会決議)(第26回新株予約権)

決議年月日	平成20年12月19日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)8
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成21年6月17日定時株主総会決議および平成21年6月22日取締役会決議)(第27回新株予約権)

決議年月日	平成21年6月22日
付与対象者の区分及び人数	取締役 3名 社外取締役 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)7
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成21年6月17日定時株主総会決議および平成21年6月22日取締役会決議)(第28回新株予約権)

決議年月日	平成21年6月22日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)8
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成21年6月17日定時株主総会決議および平成21年6月22日取締役会決議)(第29回新株予約権)

決議年月日	平成21年6月22日
付与対象者の区分及び人数	従業員 4名 子会社の従業員 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)8
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成22年3月26日定時株主総会決議および平成22年3月26日取締役会決議)(第31回新株予約権)

決議年月日	平成22年3月26日
付与対象者の区分及び人数	取締役 3名 社外取締役 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)7
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成22年3月26日定時株主総会決議および平成22年3月26日取締役会決議)(第32回新株予約権)

決議年月日	平成22年3月26日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)8
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成22年3月26日定時株主総会決議および平成22年3月26日取締役会決議)(第33回新株予約権)

決議年月日	平成22年3月26日
付与対象者の区分及び人数	従業員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)8
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注)1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前払込金額}}{1 \text{株あたり調整後払込金額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、いずれかの事由が発生した時点で発行または行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。))の行使の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{(\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数}) + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{(\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割または資本減少を行う場合等、払込金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

4. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前行使価額}}{1 \text{株あたり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、いずれかの事由が発生した時点で発行または行使されていない

ない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

5. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

6. 新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。）の行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} + \text{自己株式数}) + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{(\text{既発行株式数} + \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割または資本減少を行う場合等、払込金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

7. 新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。）の行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} + \text{自己株式数}) + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{(\text{既発行株式数} + \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割又は資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

8. 新株予約権の割当て後に、当社が普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。）の行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} + \text{自己株式数}) + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{(\text{既発行株式数} + \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	2,900	-	2,900	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成24年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社グループは設立以来、利益配当は実施しておりません。また各事業分野における研究開発活動を今後も引き続き実施していく必要があることから、資金の確保を優先する方針であり、当面は配当を予定しておりません。しかし、株主への利益還元は重要な経営課題であると認識しており、今後の経営成績および財政状態を考慮した上で利益配当についても検討していきます。剰余金の配当を行う場合は、年1回期末での配当を考えております。配当の決定機関は株主総会であります。内部留保資金につきましては、主として研究開発費用に有効活用し、さらなる企業価値の向上に努力していく所存であります。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月
最高(円)	158	62	53	35	215
最低(円)	43	4	6	23	13

(注) 株価は、東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。

当社株式は、平成19年8月31日から東京証券取引所(マザーズ)に上場されております。それ以前については、該当事項はありません。なお、第9期は、決算期変更により平成21年4月1日から平成21年12月31日までの9ヶ月間となっております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	34	82	215	101	137	123
最低(円)	25	25	64	61	64	87

(注) 株価は、東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。

5【役員の状況】

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 代表執行役 社長	CEO (最高経営 責任者)	イン・ルオ	昭和40年7月16日	平成5年11月 アヴィロン入社 研究員 平成6年11月 クロンテック・ラボラトリーズ インク入社 プロジェクト・リー ダー 平成9年8月 ライジェル・ファーマシューティ カルス入社 シニア・ディレク ター 平成13年5月 Shanghai Genomics, Inc. 設立 董事CEO就任 平成17年6月 当社代表取締役常務COO就任 平成19年10月 当社代表取締役CEO就任 平成20年8月 当社代表取締役社長兼CEO就任 平成21年4月 Shanghai Genomics, Inc. 董事長 兼CEO就任(現任) 平成21年6月 当社取締役代表執行役社長兼CEO 就任(現任) 平成22年11月 GNI-EPS Pharmaceuticals, Inc. 董事長兼CEO就任(現任) 平成23年9月 Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd. 董事長就任(現任)	注2	3,665
取締役 代表執行役	COO (最高執行責任 者)	片岡 隆志	昭和11年3月30日	昭和34年4月 三井物産株式会社入社 昭和49年9月 フィリピン・ベトロケミカル・ プロダクツ・インク出向 社長就任 昭和58年12月 イラン ジャパン・ベトロケミカ ル・カンパニー出向 取締役副社長就任 平成2年10月 大日精化工業株式会社米国法人出 向 社長就任 平成11年12月 株式会社スピードグループ 監査役就任 平成17年11月 当社入社 顧問就任 平成17年12月 当社監査役就任 平成20年4月 Shanghai Genomics, Inc. 董事就 任(現任) 平成20年9月 当社最高管理責任者就任 平成21年6月 当社取締役兼代表執行役COO就任 (現任) 平成22年11月 GNI-EPS Pharmaceuticals, Inc. 董事就任(現任) 平成23年9月 Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd. 董事就任(現任)	注2	-
取締役		指輪 英明	昭和33年5月17日	昭和58年4月 大和証券株式会社 営業部 昭和62年10月 クラインオートベンソン証券営業 部, 英国 平成元年8月 ゴールドマンサックス証券営業 部, 米国 平成15年4月 日本コンシェルジュ株式会社設立 代表取締役社長就任(現任) 平成17年10月 日活株式会社 取締役就任 平成18年6月 株式会社JPホールディングス社外 監査役就任(現任) 平成20年6月 当社取締役就任(現任) 平成21年4月 Shanghai Genomics, Inc. 監事就任(現任) 平成22年7月 GIC証券株式会社取締役副社長就 任(現任)	注2	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		ジャン・ホフラック	昭和35年1月24日	昭和62年8月 Marion Merrell Dow Research Laboratories(現Sanofi), Research Scientist computational chemistry フランス 平成8年1月 Novartis スイス Head Structural Biology and molecular modeling 平成8年10月 Astra スウェーデン Director Structural Chemistry Laboratory 平成11年10月 AstraZeneca スウェーデン VP Enabling Sciences and Technologies 平成12年7月 Johnson & Johnson ベルギー VP PRD RED Europe Medicinal Chemistry and enabling technologies 平成20年6月 当社取締役就任(現任) 平成21年1月 Landen Pharmachem, ベルギー managing partner, VP R&D and Regulatory Affairs	注2	-
取締役		リウエン・ウ	昭和21年7月21日生	昭和56年8月 北京協和病院神経科 Resident Doctor 昭和60年8月 同病院神経科 Assistant Chief Doctor 平成2年8月 同病院神経科 Associate Chief Doctor 平成8年8月 同病院神経科 Chief Doctor& Professor(現任) 平成13年8月 同病院神経科 Ph.D. Advisor(現任) 平成22年3月 当社取締役就任(現任)	注2	-
取締役		ワンショウ・グオ	昭和34年9月7日生	昭和59年8月 日中友好医院外科 Doctor 昭和61年7月 同医院整形外科 Doctor 平成3年12月 同医院整形外科 Assistant Chief Doctor 平成11年6月 同医院整形外科 Associate Chief Doctor 平成12年2月 同医院整形外科 Vice Chairman(現任) 平成16年9月 同医院整形外科 Chief Doctor, Professor, Graduate Student advisor(現任) 平成20年4月 同医院関節外科 Chairman(現任) 平成22年3月 当社取締役就任(現任)	注2	-
取締役		安川 定之	昭和21年11月30日生	昭和44年4月 三井物産株式会社入社 平成9年6月 同社リスク管理部長 平成10年7月 欧州三井物産兼英国三井物産 Director and CFO 平成14年4月 同社検査役(内部監査) 平成16年12月 三井液化ガス株式会社(平成20年三井丸紅液化ガス株式会社に名称変更) 監査役就任 平成21年6月 同社検査役(内部監査) 就任 平成23年3月 当社取締役就任(現任)	注2	-
計						3,665

- (注) 1. 取締役指輪英明、ジャン・ホフラック、リウエン・ウ及びワンショウ・グオは、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役の任期は、平成23年12月期に係る定時株主総会の終結の時から平成24年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 各委員会の委員については、今後の取締役会にて決定いたします。

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表執行役社長	CEO	イン・ルオ	昭和40年7月16日	(1) 取締役 の状況参照	注	3,665
代表執行役	COO	片岡 隆志	昭和11年3月30日	(1) 取締役 の状況参照	注	-
計						3,665

(注) 執行役の任期は、平成23年12月期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会の時から平成24年12月期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会の終結の時であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図るとともに、同時に経営の健全性及び透明性を高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、それによって、株主をはじめとした多くのステークホルダーとの共存共栄が実現できると考えております。経営の健全性及び透明性を高めるためにコーポレート・ガバナンスを強化していくことが経営上の重要な課題であると認識しております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

当社は平成21年6月より委員会設置会社に移行しており、当連結会計年度末において、取締役会は7名の取締役（うち社外取締役4名）及び執行役2名（兼務取締役2名）にて構成しています。各委員（指名委員会、報酬委員会、監査委員会）の委員は3名で、その過半数が社外取締役ににより構成されています。

イ 取締役会の状況

定時取締役会を四半期毎、また必要に応じて随時臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、経営上の重要事項の決定、業務施策の進捗状況の確認等、重要な意思決定を行う機関として安定的かつ機動的な運用をしております。取締役会における経営監視機能を充実するため、社外取締役4名は企業経営と医薬事業の経験を有する人材を登用しております。

なお、当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定められております。

ロ 監査委員会

監査委員会は規定上は四半期毎ですが、必要に応じてほぼ毎月開催されております。当連結会計年度末において、取締役1名と社外取締役2名で構成され、取締役会に必ず出席し、取締役会の運用状況を監査しております。また、必要に応じて監査委員間による協議を実施しております。

監査委員は決裁書類の閲覧を随時行っているほか、全部署の業務の計画的な監査を実施しております。

ハ 経営会議

取締役兼オフィサーおよびアドバイザーにより、毎月1回以上経営会議を開催しております。経営会議においては、経営上の重要事項や業務施策の進捗状況について、迅速な審議と意思疎通を行う体制としております。指揮命令系統はオフィサーを責任者として成り立っており、各部門は機能に基づき各部の管理職を通じ統制を行っております。具体的にはCEOが経営全般、研究開発担当部門、COOが業務全般をそれぞれ統括しております。

ニ 内部統制システムの整備の状況及び内部監査

当社の内部統制システムは取締役会で承認された社内規程に従い、組織ごとの分掌業務の明確化及び権限の委譲が図られ、整備・運営されております。

内部監査は、取締役会が選定する内部監査人が行ない、全部署を対象に業務の適正な運営、改善、能率の増進を図ると共に、財産を保全し、不正過誤を予防しております。

ホ 会計監査人その他第三者の状況

当社は現在、三優監査法人による金融商品取引法に基づく監査を受けております。当社は会計監査人より是正勧告や改善提案等の指摘を受けた場合、これら指摘事項に関する是正改善を速やかに実施しております。また当社は必要に応じて、弁護士等の外部専門家に重要な法的判断等の照会を実施し、これら専門家の見解を踏まえた検討を実施しております。

なお、当社の会計監査人でありました明誠監査法人は、平成23年3月25日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって任期満了となりましたので、その後任として新たに三優監査法人を会計監査人として選任されて、監査を受けております。

ヘ 内部監査担当者と監査委員会及び会計監査人の連携

当社では、内部監査担当者と監査委員、会計監査人が監査の有効性と効率性を高めるため、適宜情報交換を行っております。特に内部監査担当者及び監査委員は、日常的な連携を行い、監査の継続的な改善を図っております。

当社と社外取締役の人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役は当社株式を保有しておりません。なお、当社と社外取締役との間の取引関係その他の利害関係はありません。

役員報酬の内容

第11期における取締役、ならびに執行役の年間報酬の総額は80,581千円であり、その内訳は下記のとおりです。

社外役員 (5名) 17,536千円
取締役(社外取締役を除く) (3名) 63,045千円

(注) 1. 執行役兼取締役(2名)の報酬等については、取締役欄に含めて記載されております。支給額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額43,427千円(うち社外取締役9,536千円)を含んでおります。

2. 取締役 鈴木勲一郎は、平成23年3月25日開催の第10期定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました。

<取締役及び執行役の報酬の額の決定に関する方針>

1 方針の決定方法

当社は、委員会設置会社に関する会社法の規定により、報酬委員会が取締役及び執行役の個人報酬等の額の決定に関する方針を定めております。

2 方針の概要

イ 取締役及び執行役に共通する事項

他社の支給水準を勘案の上、当社役員に求められる職務及び責任に見合った報酬の水準を設定します。

ロ 取締役

取締役の報酬は、年俸からなります。

・年俸は、常勤・非常勤ごとの基本報酬に対して、役職を反映した加算を行って決定します。

ハ 執行役

執行役は取締役より選任され、執行役としての報酬は支給しません。

ニ その他の事項

・取締役の報酬は、平成18年6月20日開催の当社第5回定時株主総会において承認された年間総額2億円以内(ただし、使用人兼取締役の使用人給与を含まない。)とします。

・これらの報酬のほか、当社企業価値の向上に向けたインセンティブとして、必要に応じてストックオプションを付与します。

会計監査の内容

当社の会計監査業務を執行した会計監査人は三優監査法人であり、公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については、下記の通りとなります。

業務を執行した公認会計士の氏名：杉田 純、海藤 丈二

会計監査業務に係る補助者の構成：公認会計士 2名、その他 6名

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

責任限定契約

イ 取締役

当社は、職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者も含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

ロ 社外取締役

当社と各社外取締役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、善意でかつ重大な過失がない場合、金10万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額となります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	15,000		27,300	
連結子会社				
計	15,000		27,300	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査公認会計士等としての経歴、監査の品質や監査に要する人員と時間等を総合考慮の上、決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)及び前事業年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、明誠監査法人の監査を受けております。また、当連結会計年度(平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)及び当事業年度(平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、三優監査法人の監査を受けております。

当社の監査公認会計士等は次のとおり異動しております。

第10期連結会計年度の連結財務諸表及び第10期事業年度の財務諸表 明誠監査法人

第11期連結会計年度の連結財務諸表及び第11期事業年度の財務諸表 三優監査法人

当該異動について臨時報告書を提出しております。臨時報告書に記載した事項は次の通りです。

(1) 異動に関する監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称 三優監査法人

退任する監査公認会計士等の名称 明誠監査法人

(2) 異動の年月日 平成23年3月25日

(3) 監査公認会計士等であった者が監査公認会計士等でなくなった場合

退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

平成21年6月17日

退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

異動の決定または異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人でありました明誠監査法人は、平成23年3月25日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって任期満了となりましたので、その後任として新たに三優監査法人を会計監査人として選任するものであります。

上記の理由および経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

該当事項はありません。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成22年12月31日)	当連結会計年度 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	554,894	780,618
受取手形及び売掛金	132,149	40,615
たな卸資産	1 34,133	1 53,234
その他	47,175	28,357
貸倒引当金	1,077	7,096
流動資産合計	767,276	895,729
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	50,704	-
減価償却累計額	49,808	-
建物附属設備(純額)	895	-
建物及び構築物	-	180,927
減価償却累計額	-	87,841
建物及び構築物(純額)	-	93,085
機械及び装置	80,439	128,545
減価償却累計額	46,810	84,224
機械及び装置(純額)	33,628	44,321
車両運搬具	-	25,725
減価償却累計額	-	24,482
車両運搬具(純額)	-	1,243
工具、器具及び備品	92,660	60,989
減価償却累計額	84,952	54,467
工具、器具及び備品(純額)	7,707	6,522
建設仮勘定	-	16,031
有形固定資産合計	42,231	161,203
無形固定資産		
のれん	141,106	156,289
特許権	-	51,087
借地権	-	284,936
ソフトウェア	627	1,132
その他	9,179	-
無形固定資産合計	150,913	493,444
投資その他の資産		
その他	1,398	15,401
投資その他の資産合計	1,398	15,401
固定資産合計	194,543	670,049
資産合計	961,819	1,565,778

	前連結会計年度 (平成22年12月31日)	当連結会計年度 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	12,240	39,741
1年内返済予定の長期借入金	-	3,169
未払金	10,274	36,624
未払費用	5,502	8,100
前受金	-	25,873
未払法人税等	3,081	27,476
賞与引当金	-	7,386
受注損失引当金	-	335
その他	14,823	3,258
流動負債合計	45,922	151,965
固定負債		
長期借入金	-	248,547
その他	-	3,256
固定負債合計	-	251,803
負債合計	45,922	403,769
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,079,924	3,309,431
資本剰余金	3,039,924	3,269,431
利益剰余金	5,284,645	5,720,096
自己株式	126	126
株主資本合計	835,076	858,641
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	42,059	37,945
その他の包括利益累計額合計	42,059	37,945
新株予約権	122,879	178,014
少数株主持分	-	163,298
純資産合計	915,896	1,162,008
負債純資産合計	961,819	1,565,778

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)
売上高	272,876	90,332
売上原価	1 61,865	2 72,441
売上総利益	211,011	17,891
販売費及び一般管理費	3, 4 480,038	3, 4 475,185
営業損失()	269,027	457,293
営業外収益		
受取利息	858	468
為替差益	4,824	-
補助金収入	2,933	5,587
賃貸収入	-	929
その他	227	357
営業外収益合計	8,843	7,344
営業外費用		
支払利息	-	1,728
為替差損	-	1,978
株式交付費	2,895	9,912
その他	48	308
営業外費用合計	2,944	13,927
経常損失()	263,128	463,877
特別利益		
賞与引当金戻入額	1,301	-
新株予約権戻入益	52	-
償却債権取立益	-	10,582
出資金売却益	5 7,013	-
前期損益修正益	-	5,181
特別利益合計	8,367	15,764
特別損失		
減損損失	6 2,117	-
前期損益修正損	-	1,200
損害賠償金	-	9,842
特別損失合計	2,117	11,043
税金等調整前当期純損失()	256,878	459,156
法人税、住民税及び事業税	1,210	1,209
少数株主損益調整前当期純損失()	-	460,366
少数株主損失()	-	24,916
当期純損失()	258,088	435,450

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
少数株主損益調整前当期純損失 ()	-	460,366
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	-	2,959
その他の包括利益合計	-	2,959
包括利益	-	457,406
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	-	431,336
少数株主に係る包括利益	-	26,070

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,965,064	3,079,924
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	114,859	229,507
当期変動額合計	114,859	229,507
当期末残高	3,079,924	3,309,431
資本剰余金		
前期末残高	2,925,064	3,039,924
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	114,859	229,507
当期変動額合計	114,859	229,507
当期末残高	3,039,924	3,269,431
利益剰余金		
前期末残高	5,026,557	5,284,645
当期変動額		
当期純損失（ ）	258,088	435,450
当期変動額合計	258,088	435,450
当期末残高	5,284,645	5,720,096
自己株式		
前期末残高	82	126
当期変動額		
自己株式の取得	44	-
当期変動額合計	44	-
当期末残高	126	126
株主資本合計		
前期末残高	863,490	835,076
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	229,719	459,014
当期純損失（ ）	258,088	435,450
自己株式の取得	44	-
当期変動額合計	28,413	23,564
当期末残高	835,076	858,641
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定		
前期末残高	22,828	42,059
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	19,231	4,114
当期変動額合計	19,231	4,114
当期末残高	42,059	37,945

	前連結会計年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
新株予約権		
前期末残高	39,444	122,879
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	83,434	55,134
当期変動額合計	83,434	55,134
当期末残高	122,879	178,014
少数株主持分		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	163,298
当期変動額合計	-	163,298
当期末残高	-	163,298
純資産合計		
前期末残高	880,106	915,896
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	229,719	459,014
当期純損失（ ）	258,088	435,450
自己株式の取得	44	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	64,203	222,547
当期変動額合計	35,789	246,112
当期末残高	915,896	1,162,008

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 1月 1 日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1 日 至 平成23年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 ()	256,878	459,156
減価償却費	21,005	15,668
のれん償却額	99,998	82,260
株式報酬費用	84,006	49,926
賞与引当金の増減額 (は減少)	-	2,842
受取利息	858	468
支払利息	-	1,728
為替差損益 (は益)	4,156	657
減損損失	2,117	-
出資金売却益	7,013	-
株式交付費	2,895	9,912
貸倒引当金の増減額 (は減少)	-	6,039
売上債権の増減額 (は増加)	83,247	99,017
たな卸資産の増減額 (は増加)	4,970	3,357
仕入債務の増減額 (は減少)	3,641	3,047
その他の流動資産の増減額 (は増加)	987	24,631
その他の流動負債の増減額 (は減少)	13,509	6,362
その他	2,574	2,225
小計	130,855	162,494
利息の受取額	690	467
利息の支払額	-	1,728
法人税等の還付額	15	-
法人税等の支払額	395	234
営業活動によるキャッシュ・フロー	130,543	163,989
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	38,911	-
有形固定資産の取得による支出	1,498	19,058
無形固定資産の取得による支出	-	38,313
長期前払費用の取得による支出	-	11,583
差入保証金の差入による支出	300	-
関係会社出資金の払込による支出	-	2 37,519
投資活動によるキャッシュ・フロー	37,113	106,475

	前連結会計年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	-	72,984
長期借入れによる収入	-	16,654
株式の発行による収入	226,304	439,753
自己株式の取得による支出	44	-
新株予約権の発行による収入	-	14,661
少数株主からの払込みによる収入	-	100,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	226,260	498,085
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,117	1,896
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	128,712	225,724
現金及び現金同等物の期首残高	426,182	554,894
現金及び現金同等物の期末残高	554,894	780,618

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>すべての子会社を連結しております。</p> <p>連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 Shanghai Genomics, Inc. GNI-EPS Pharmaceuticals, Inc. 上記のGNI-EPS Pharmaceuticals, Inc.は、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。</p>	<p>すべての子会社を連結しております。</p> <p>連結子会社の数 3社 連結子会社の名称 Shanghai Genomics, Inc. GNI-EPS Pharmaceuticals, Inc. Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd. 上記のGNI-EPS Pharmaceuticals, Inc.は実質支配力基準に基づいて、連結子会社としております。また、当連結会計年度より、新たに取得したBeijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.を連結の範囲に含めております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	非連結子会社及び関連会社がないため該当事項はありません。	同左
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の決算日は、12月31日であり連結決算日と一致しております。	同左
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>たな卸資産 商品・製品・原材料・貯蔵品 Shanghai Genomics, Inc.は移動平均法による低価法を採用しております。</p> <p>仕掛品 Shanghai Genomics, Inc.は個別法による原価法を採用しております。</p> <p>(イ) 有形固定資産 当社は定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 工具、器具及び備品 3～6年</p> <p>Shanghai Genomics, Inc.は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物附属設備 3～5年 機械及び装置 5～10年 工具、器具及び備品 5年</p>	<p>たな卸資産 製品・原材料・貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）を採用しております。</p> <p>仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）を採用しております。</p> <p>(イ) 有形固定資産 当社及びBeijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.は定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物 20～30年 機械及び装置 10年 車両運搬具 4年 工具、器具及び備品 3～10年</p> <p>Shanghai Genomics, Inc.は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物 3～5年 機械及び装置 10年 車両運搬具 5年 工具、器具及び備品 5年</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
(3)重要な引当金の計上基準	<p>(ロ) 無形固定資産 当社及び連結子会社は定額法を採用しております。当社は、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 Shanghai Genomics, Inc. は自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(2年)に基づいております。</p> <p>(イ) 貸倒引当金 Shanghai Genomics, Inc. は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>(ロ) 無形固定資産 定額法を採用しております。当社は自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 Shanghai Genomics, Inc. は社内における利用可能期間(2年)に基づいております。 特許権については、減損テストのみに基づき減損処理を行っております。</p> <p>(ハ) 長期前払費用 定額法を採用しております。なお、主な償却期間は10年です。</p> <p>(イ) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(ロ) 賞与引当金 一部の連結子会社は、従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支給対象期間基準を基礎に将来の支給見込額を加味して計上しております。</p> <p>(ハ) 受注損失引当金 一部の連結子会社は、受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。</p>
(4)重要な収益及び費用の計上基準		<p>研究開発に係る収入及び原価の計上基準 (イ) 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる案件 進行基準(研究開発の進捗率の見積りは原価比例法) (ロ) その他の案件 完成基準</p>

<p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p>		<p>外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。</p>
<p>(6) のれんの償却に関する事項</p>		<p>のれんの償却については、Shanghai Genomics, Inc.は5年間で、Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltdは15年間の均等償却を行っております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)
(7) 連結キャッシュ・フロー 計算書における資金の範囲 (8) 重要な繰延資産の処理方法 (9) その他連結財務諸表作成の ための重要な事項	株式交付費 支出時に全額費用処理してありま す。 (イ) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	手許現金、随時引き出し可能な預 金及び容易に換金可能であり、かつ、 価値の変動について僅少なりスクシ か負わない取得日から3ヶ月以内に 償還期限の到来する短期投資から なっております。 株式交付費 同左 (イ) 消費税等の会計処理 同左 (ロ) 在外子会社の会計処理基準 在外子会社の採用する会計基準 は、現地において一般に公正妥当と 認められている会計処理基準に 従っております。
5 連結子会社の資産及び負債 の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評 価については、全面時価評価法を採 用しております。	
6 のれん及び負ののれんの償 却に関する事項	のれんの償却については、5年間 の均等償却を行っております。	
7 連結キャッシュ・フロー計 算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預 金及び容易に換金可能であり、か つ、価値の変動について僅少なりス クしか負わない取得日から3ヶ月以 内に償還期限の到来する短期投資 からなっております。	

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。これによる営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響はございません。</p> <p>(「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用) 当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用しております。これによる営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響はございません。</p>

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)
	<p>(連結貸借対照表関係) 前連結会計年度において、有形固定資産の「建物附属設備」として表示していたものは、当連結会計年度より子会社が増し建物が増加したため、「建物及び構築物」として区分表示しております。なお、前連結会計年度の「建物附属設備」は895千円であります。</p> <p>特許権は、前連結会計年度において、無形固定資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、当連結会計年度において金額的重要性が増したため区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「特許権」は9,166千円であります。</p> <p>(連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月16日)に基づく、「財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)」の適用により、当連結会計年度では、「少数株主損益調整前当期純損失」の科目を表示しております。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係) 「貸倒引当金の増減額」は、前連結会計年度において、「その他流動資産の増減額」に含めて表示しておりましたが、当連結会計年度において金額的重要性が増したため区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「貸倒引当金の増減額」は1,301千円であります。</p>

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)
	当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年12月31日)	当連結会計年度 (平成23年12月31日)														
<p>1 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>商品及び製品</td> <td style="text-align: right;">10,386千円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td style="text-align: right;">4,971千円</td> </tr> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">18,775千円</td> </tr> </table>	商品及び製品	10,386千円	仕掛品	4,971千円	原材料及び貯蔵品	18,775千円	<p>1 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>製品</td> <td style="text-align: right;">25,969千円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td style="text-align: right;">10,215千円</td> </tr> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">17,049千円</td> </tr> </table> <p>2 受取手形裏書譲渡高</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">12,823千円</td> </tr> </table>	製品	25,969千円	仕掛品	10,215千円	原材料及び貯蔵品	17,049千円		12,823千円
商品及び製品	10,386千円														
仕掛品	4,971千円														
原材料及び貯蔵品	18,775千円														
製品	25,969千円														
仕掛品	10,215千円														
原材料及び貯蔵品	17,049千円														
	12,823千円														

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)																														
<p>1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">8,201千円</td> </tr> </table> <p>3 販売費及び一般管理費のうち主な費用及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>のれん償却額</td> <td style="text-align: right;">99,998千円</td> </tr> <tr> <td>株式報酬費用</td> <td style="text-align: right;">84,006千円</td> </tr> <tr> <td>試験研究費</td> <td style="text-align: right;">81,836千円</td> </tr> </table> <p>4 研究開発費の総額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>一般管理費に含まれる研究開発費</td> <td style="text-align: right;">81,836千円</td> </tr> </table> <p>5 出資金売却益</p> <p>Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.への投資による持分を売却したことに伴い、売却益を7,013千円計上しております。</p> <p>6 減損損失</p> <p>当社グループは、当連結会計年度において、事業再編により遊休化した以下の固定資産について減損損失を計上しております。</p> <p>(1) 減損損失を認識した主な資産</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京</td> <td>遊休資産</td> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">2,117千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 資産のグルーピングの方法</p> <p>原則として事業の種類別セグメント単位(単一)とし、遊休資産について個別物件単位でグルーピングしております。</p> <p>(3) 減損損失の認識に至った経緯</p> <p>遊休状態にあり今後使用目処が立っていない固定資産に対し、回収可能性が認められないと判断し、減損損失を計上いたしました。</p> <p>(4) 回収可能額の算定方法</p> <p>当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定し、その正味売却価額はないものとして算定しております。</p>		8,201千円	のれん償却額	99,998千円	株式報酬費用	84,006千円	試験研究費	81,836千円	一般管理費に含まれる研究開発費	81,836千円	場所	用途	種類	金額	東京	遊休資産	工具、器具及び備品	2,117千円	<p>2 受注損失引当金繰入額335千円が、売上原価に含まれております。</p> <p>3 販売費及び一般管理費のうち主な費用及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>のれん償却額</td> <td style="text-align: right;">82,260千円</td> </tr> <tr> <td>株式報酬費用</td> <td style="text-align: right;">49,926千円</td> </tr> <tr> <td>試験研究費</td> <td style="text-align: right;">103,715千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">7,404千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">6,659千円</td> </tr> </table> <p>4 研究開発費の総額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>一般管理費に含まれる研究開発費</td> <td style="text-align: right;">103,715千円</td> </tr> </table>	のれん償却額	82,260千円	株式報酬費用	49,926千円	試験研究費	103,715千円	賞与引当金繰入額	7,404千円	貸倒引当金繰入額	6,659千円	一般管理費に含まれる研究開発費	103,715千円
	8,201千円																														
のれん償却額	99,998千円																														
株式報酬費用	84,006千円																														
試験研究費	81,836千円																														
一般管理費に含まれる研究開発費	81,836千円																														
場所	用途	種類	金額																												
東京	遊休資産	工具、器具及び備品	2,117千円																												
のれん償却額	82,260千円																														
株式報酬費用	49,926千円																														
試験研究費	103,715千円																														
賞与引当金繰入額	7,404千円																														
貸倒引当金繰入額	6,659千円																														
一般管理費に含まれる研究開発費	103,715千円																														

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

1 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益

親会社株主に係る包括利益	238,857千円
少数株主に係る包括利益	千円
計	238,857千円

2 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益

為替換算調整勘定	19,231千円
計	19,231千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	81,132,831	8,650,000		89,782,831

(変動事由の概要)

普通株式の当期増加は、新株予約権の行使によります。

2 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,400	1,500		2,900

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。
単元未満株式の買取による増加 1,500株

3 新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(千円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回	普通株式	500			500	
	第5回プランB	普通株式	5			5	
	第5回プランF(注3)	普通株式	94		21	73	
	第6回プランC(注3)	普通株式	20		20		
	第6回プランD	普通株式	500			500	
	第6回プランE	普通株式	12			12	
	第15回	普通株式	4			4	
	第20回(注3)	普通株式	4		2	2	
	第24回	普通株式	280			280	3,458
	第25回	普通株式	30			30	158
	第26回	普通株式	50			50	398
	第27回(注1)	普通株式	2,780			2,780	67,157
	第28回	普通株式	490			490	15,782
	第29回(注3)	普通株式	610		10	600	14,234
	第30回(注4)	普通株式	8,650		8,650		
	第31回(注1, 2)	普通株式		1,540		1,540	16,747
第32回(注1, 2)	普通株式		200		200	4,199	
第33回(注1, 2)	普通株式		60		60	741	
	合計		14,029	1,800	8,703	7,126	122,879

- (注) 1. 権利行使期間の初日が到来していません。
2. 増加は新株予約権発行によるものであります。
3. 減少は契約による失効に伴うものであります。
4. 減少は行使に伴うものであります。

当連結会計年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	89,782,831	5,315,000		95,097,831

（変動事由の概要）

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の権利行使による増加 4,765,000株
その他新株予約権の行使による増加 550,000株

2 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	2,900			2,900

3 新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）			当連結会計年度末残高（千円）	
			前連結会計年度末	増加	減少		
提出会社	第1回(注3)	普通株式	500		500		
	第5回プランB	普通株式	5			5	
	第5回プランF(注2)	普通株式	73		23	50	
	第6回プランD	普通株式	500			500	
	第6回プランE	普通株式	12			12	
	第15回	普通株式	4			4	
	第20回	普通株式	2			2	
	第24回	普通株式	280			280	3,458
	第25回	普通株式	30			30	158
	第26回	普通株式	50			50	398
	第27回	普通株式	2,780			2,780	89,543
	第28回(注3)	普通株式	490		50	440	14,172
	第29回(注2)	普通株式	600		10	590	17,349
	第31回(注4)	普通株式	1,540			1,540	39,077
	第32回	普通株式	200			200	5,599
	第33回	普通株式	60			60	1,333
第34回(注1)	普通株式		1,910		1,910	45	
第35回(注1、3)	普通株式		9,000	4,765	4,235	6,877	
合計			7,126	10,910	5,348	12,688	178,014

- (注) 1. 増加は新株予約権発行によるものであります。
2. 減少は契約による失効に伴うものであります。
3. 減少は行使に伴うものであります。
4. 権利行使期間の初日が到来しておりません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)																																				
<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">554,894</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">_____</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">554,894</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	554,894	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	_____	現金及び現金同等物	554,894	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年12月31日現在) (千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">780,618</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">_____</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">780,618</td> </tr> </table> <p>2 関係会社出資金の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳 関係会社出資金の取得により新たにBeijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd. 社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに出資金の取得価額と取得による支出(純額)との関係は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>流動資産</td> <td style="text-align: right;">185,353</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">391,092</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td style="text-align: right;">94,943</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">170,529</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">225,886</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分</td> <td style="text-align: right;">88,214</td> </tr> <tr> <td>関係会社出資金の取得価額</td> <td style="text-align: right;">186,759</td> </tr> <tr> <td>Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.社の現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">117,211</td> </tr> <tr> <td>Shanghai Genomics, Inc. 社による現物出資額</td> <td style="text-align: right;">30,346</td> </tr> <tr> <td>為替換算調整勘定</td> <td style="text-align: right;">1,681</td> </tr> <tr> <td>差引: Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.社取得による支出</td> <td style="text-align: right;">37,519</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	780,618	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	_____	現金及び現金同等物	780,618		(千円)	流動資産	185,353	固定資産	391,092	のれん	94,943	流動負債	170,529	固定負債	225,886	少数株主持分	88,214	関係会社出資金の取得価額	186,759	Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.社の現金及び現金同等物	117,211	Shanghai Genomics, Inc. 社による現物出資額	30,346	為替換算調整勘定	1,681	差引: Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.社取得による支出	37,519
現金及び預金勘定	554,894																																				
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	_____																																				
現金及び現金同等物	554,894																																				
現金及び預金勘定	780,618																																				
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	_____																																				
現金及び現金同等物	780,618																																				
	(千円)																																				
流動資産	185,353																																				
固定資産	391,092																																				
のれん	94,943																																				
流動負債	170,529																																				
固定負債	225,886																																				
少数株主持分	88,214																																				
関係会社出資金の取得価額	186,759																																				
Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.社の現金及び現金同等物	117,211																																				
Shanghai Genomics, Inc. 社による現物出資額	30,346																																				
為替換算調整勘定	1,681																																				
差引: Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.社取得による支出	37,519																																				

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要資金を自己資金で賄っております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社の社内規程に則り、取引先毎の債権期日管理及び残高管理等を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

なお、外貨建て営業債権債務は、為替リスクに晒されておりますが、当該リスクは僅少であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
現金及び預金	554,894	554,894	
売掛金	132,149	132,149	
資産計	687,044	687,044	
買掛金	12,240	12,240	
未払金	10,274	10,274	
負債計	22,515	22,515	

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金及び預金、売掛金、買掛金及び未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

当連結会計年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要資金を自己資金及び借入金で賄っております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社の社内規程に則り、取引先毎の債権期日管理及び残高管理等を行っております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

なお、外貨建て営業債権債務は、為替リスクに晒されておりますが、当該リスクは僅少であります。

長期借入金は、主に事業投資等を目的として、必要な資金の大半を中国元建てで、変動金利等により調達しており、返済日は決算日後9年以内であります。変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されており、また外貨建てであるため為替の変動リスクに晒されておりますが、当社では、適時に資金繰り計画等を作成・更新すること、及び経済情勢や金融情勢を注視し、金利動向及び為替動向に応じた資金調達を実施することでリスク管理を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
現金及び預金	780,618	780,618	
受取手形及び売掛金	40,615		
貸倒引当金（ 1）	7,096		
	33,518	33,518	
資産計	814,137	814,137	
買掛金	39,741	39,741	
未払金	36,624	36,624	
未払法人税等	27,476	27,476	
長期借入金	251,716	146,561	105,154
負債計	355,559	250,404	105,154

(1) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、受取手形及び売掛金、買掛金、未払金及び未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

連結貸借対照表の1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金は、その性質・時価の算定方法が同様であること等を考慮し、長期借入金として一括して掲記しております。またこれらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超 (千円)
現金及び預金	780,618	
受取手形及び売掛金	40,615	
合計	821,234	

(注3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額は以下の通りです。なお、株主等からの借入金(当期末残高214,018千円)には返済期限が設定されていないため、含めておりません。

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	3,169	3,425	3,702	4,001	4,325	19,073

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

1. 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費(株式報酬費用) 84,006千円

新株予約権戻入益 52千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第5回新株予約権プランB	第5回新株予約権プランF
付与対象者の区分及び数	取締役 1名	社外の協力先 1名	子会社の従業員 10名 社外の協力先 7名
株式の種類及び付与数	普通株式 500,000株	普通株式 5,000株	普通株式 73,000株
付与日	平成15年6月19日	平成16年7月12日	平成17年6月13日
権利確定条件	<p>権利行使時においても当社、当社の子会社または当社の関係会社 (Gene Networks, Inc.を含む。)の取締役または従業員の地位にあることを要するものとする。但し、当該地位を失った後も3ヶ月(身体または精神の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該地位を失った時点で権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成17年6月20日 至平成24年3月19日	自平成17年7月1日 至平成26年6月29日	優遇税制適用の場合 自平成19年6月28日 至平成26年6月29日 優遇税制適用外の場合 自平成18年6月28日 至平成26年6月29日

	第6回新株予約権プランD	第6回新株予約権プランE
付与対象者の区分及び数	社外の協力先 1社	社外の協力先 2名
株式の種類及び付与数	普通株式 500,000株	普通株式 12,000株
付与日	平成18年1月20日	平成18年4月19日
権利確定条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	優遇税制適用外の場合 自 平成19年1月21日 至 平成27年6月30日	優遇税制適用外の場合 自 平成19年4月20日 至 平成27年6月30日

	第15回新株予約権	第20回新株予約権	第24回新株予約権
付与対象者の区分及び数	子会社の従業員 1名	子会社の従業員 1名	社外取締役 3名 監査役 4名
株式の種類及び付与数	普通株式 4,000株	普通株式 2,000株	普通株式 280,000株
付与日	平成18年8月14日	平成19年3月13日	平成20年8月6日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日	自平成21年3月14日 至平成28年6月20日	自平成22年8月7日 至平成30年8月6日

	第25回新株予約権	第26回新株予約権	第27回新株予約権
付与対象者の区分及び数	社外の協力先 1名	社外の協力先 1名	取締役 3名 社外取締役 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 30,000株	普通株式 50,000株	普通株式 2,780,000株
付与日	平成20年12月4日	平成21年1月5日	平成21年7月7日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役、若しくは従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成21年11月21日 至平成30年11月20日	自平成21年12月20日 至平成30年12月19日	自平成23年6月23日 至平成31年6月22日

	第28回新株予約権	第29回新株予約権
付与対象者の区分及び数	社外の協力先 5名	従業員 4名 子会社の従業員 8名
株式の種類及び付与数	普通株式 490,000株	普通株式 600,000株
付与日	平成21年7月7日	平成21年7月7日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位（以下「行使資格」という。）にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成22年6月23日 至 平成31年6月22日	自 平成22年6月23日 至 平成31年6月22日

	第31回新株予約権	第32回新株予約権	第33回新株予約権
付与対象者の区分及び数	取締役 3名 社外取締役 4名	社外の協力先 2名	従業員 2名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,540,000株	普通株式 200,000株	普通株式 60,000株
付与日	平成22年4月12日	平成22年4月12日	平成22年4月12日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役、若しくは従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位（以下「行使資格」という。）にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位（以下「行使資格」という。）にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成24年3月27日 至 平成32年3月26日	自 平成23年3月27日 至 平成32年3月26日	自 平成23年3月27日 至 平成32年3月26日

(2) ストック・オプションの規模及び変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社					
	第1回 新株予約権	第5回新株予 約権プランB	第5回新株予 約権プランF	第6回新株予 約権プランC	第6回新株予 約権プランD	第6回新株予 約権プランE
回次						
決議年月日	平成15年 6月19日	平成16年 7月12日	平成17年 6月13日	平成17年 11月21日	平成18年 1月20日	平成18年 4月19日
権利確定前						
期首(株)	-	-	-	-	-	-
付与(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定後						
期首(株)	500,000	5,000	94,000	20,000	500,000	12,000
権利確定(株)	-	-	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	21,000	20,000	-	-
未行使残(株)	500,000	5,000	73,000	-	500,000	12,000

会社名	提出会社					
	第15回 新株予約権	第20回 新株予約権	第24回 新株予約権	第25回 新株予約権	第26回 新株予約権	第27回 新株予約権
回次						
決議年月日	平成18年 8月14日	平成19年 3月13日	平成20年 7月22日	平成20年 11月20日	平成20年 12月19日	平成18年 8月14日
権利確定前						
期首(株)	-	-	280,000	-	-	2,780,000
付与(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	280,000	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-	-	-	2,780,000
権利確定後						
期首(株)	4,000	4,000	-	30,000	50,000	-
権利確定(株)	-	-	280,000	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	2,000	-	-	-	-
未行使残(株)	4,000	2,000	280,000	30,000	50,000	-

会社名	提出会社				
	第28回 新株予約権	第29回 新株予約権	第31回 新株予約権	第32回 新株予約権	第33回 新株予約権
決議年月日	平成21年 6月22日	平成21年 6月22日	平成22年 3月26日	平成22年 3月26日	平成22年 3月26日
権利確定前					
期首(株)	490,000	610,000	-	-	-
付与(株)	-	-	1,540,000	200,000	60,000
失効(株)	-	10,000	-	-	-
権利確定(株)	490,000	600,000	-	-	-
未確定残(株)	-	-	1,540,000	200,000	60,000
権利確定後					
期首(株)	-	-	-	-	-
権利確定(株)	490,000	600,000	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-
未行使残(株)	490,000	600,000	-	-	-

単価情報

会社名	提出会社					
回次	第1回 新株予約権	第5回新株予 約権プランB	第5回新株予 約権プランF	第6回新株予 約権プランC	第6回新株予 約権プランD	第6回新株予 約権プランE
決議年月日	平成15年 6月19日	平成16年 7月12日	平成17年 6月13日	平成17年 11月21日	平成18年 1月20日	平成18年 4月19日
権利行使価格(円)	4.732	55	110	110	140	140
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)

会社名	提出会社					
回次	第15回 新株予約権	第20回 新株予約権	第24回 新株予約権	第25回 新株予約権	第26回 新株予約権	第27回 新株予約権
決議年月日	平成18年 8月14日	平成19年 3月13日	平成20年 7月22日	平成20年 11月20日	平成20年 12月19日	平成21年 6月22日
権利行使価格(円)	140	220	35	9	10	34
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	(注2)	(注2)	12.3	5.2	7.9	32.21

会社名	提出会社				
回次	第28回 新株予約権	第29回 新株予約権	第31回 新株予約権	第32回 新株予約権	第33回 新株予約権
決議年月日	平成21年 6月22日	平成21年 6月22日	平成22年 3月26日	平成22年 3月26日	平成22年 3月26日
権利行使価格(円)	34	34	33	33	33
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	32.21	32.21	29	28	28

- (注) 1. 会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、記載していません。
2. 公正な評価単価に代え、本源的価値の見積もりによっております。
3. スtock・オプションの当連結会計年度末における本源的価値の合計額
122,879千円
4. 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
519千円

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第31回新株予約権～第33回新株予約権

使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

使用した主な基礎数値及びその見積方法

回次	第31回 新株予約権	第32回 新株予約権	第33回 新株予約権
株価変動性(注1)	119.7%	119.7%	119.7%
予想残存期間(注2)	6.0年	5.5年	5.5年
予想配当(注3)	0円/株	0円/株	0円/株
無リスク利率(注4)	0.7%	0.6%	0.6%

- (注) 1. 当社は上場してまだ3年しか経過しておらず、算定に必要な株価がないため数社の類似会社の株価実績に基づき算定しております。
2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
3. 過去の配当実績及び今後の配当予定に基づいて算定しております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する長期国債の利回りであります。

当連結会計年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）

1. 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費（株式報酬費用）49,926千円

2. 自社株式オプションにかかる当連結会計年度における当初の資産計上額及び科目名

現金及び預金 14,661千円

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

（1）ストック・オプションの内容

	第5回新株予約権プランB	第5回新株予約権プランF	第6回新株予約権プランD
付与対象者の区分及び数	社外の協力先 1名	子会社の従業員 9名 社外の協力先 8名	社外の協力先 1社
株式の種類及び付与数	普通株式 5,000株	普通株式 50,000株	普通株式 500,000株
付与日	平成16年 7月12日	平成17年 6月13日	平成18年 1月20日
権利確定条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（ただし、存続会社または当社の完全親会社の新株予約権に係る義務を承継するときを除く）、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（ただし、存続会社または当社の完全親会社の新株予約権に係る義務を承継するときを除く）、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（ただし、存続会社または当社の完全親会社の新株予約権に係る義務を承継するときを除く）、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年 7月 1日 至 平成26年 6月29日	<p>優遇税制適用の場合 自 平成19年 6月28日 至 平成26年 6月29日</p> <p>優遇税制適用外の場合 自 平成18年 6月28日 至 平成26年 6月29日</p>	<p>優遇税制適用外の場合 自 平成19年 1月21日 至 平成27年 6月30日</p>

	第6回新株予約権プランE
付与対象者の区分及び数	社外の協力先 2名
株式の種類及び付与数	普通株式 12,000株
付与日	平成18年4月19日
権利確定条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	優遇税制適用外の場合 自 平成19年4月20日 至 平成27年6月30日

	第15回新株予約権	第20回新株予約権	第24回新株予約権
付与対象者の区分及び数	子会社の従業員 1名	子会社の従業員 1名	社外取締役 3名 監査役 4名
株式の種類及び付与数	普通株式 4,000株	普通株式 2,000株	普通株式 280,000株
付与日	平成18年8月14日	平成19年3月13日	平成20年8月6日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成20年8月15日 至 平成28年6月20日	自 平成21年3月14日 至 平成28年6月20日	自 平成22年8月7日 至 平成30年8月6日

	第25回新株予約権	第26回新株予約権	第27回新株予約権
付与対象者の区分及び数	社外の協力先 1名	社外の協力先 1名	取締役 3名 社外取締役 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 30,000株	普通株式 50,000株	普通株式 2,780,000株
付与日	平成20年12月4日	平成21年1月5日	平成21年7月7日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役、若しくは従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成21年11月21日 至 平成30年11月20日	自 平成21年12月20日 至 平成30年12月19日	自 平成23年6月23日 至 平成31年6月22日

	第28回新株予約権	第29回新株予約権	第31回新株予約権
付与対象者の区分及び数	社外の協力先 5名	従業員 4名 子会社の従業員 7名	取締役 3名 社外取締役 4名
株式の種類及び付与数	普通株式 440,000株	普通株式 590,000株	普通株式 1,540,000株
付与日	平成21年7月7日	平成21年7月7日	平成22年4月12日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役、若しくは従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成22年6月23日 至 平成31年6月22日	自 平成22年6月23日 至 平成31年6月22日	自 平成24年3月27日 至 平成32年3月26日

	第32回新株予約権	第33回新株予約権
付与対象者の区分及び数	社外の協力先 2名	従業員 2名
株式の種類及び付与数	普通株式 200,000株	普通株式 60,000株
付与日	平成22年4月12日	平成22年4月12日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成23年3月27日 至 平成32年3月26日	自 平成23年3月27日 至 平成32年3月26日

(2) ストック・オプションの規模及び変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社					
	第1回 新株予約権	第5回新株予 約権プランB	第5回新株予 約権プランF	第6回新株予 約権プランD	第6回新株予 約権プランE	第15回 新株予約権
決議年月日	平成15年 6月19日	平成16年 7月12日	平成17年 6月13日	平成18年 1月20日	平成18年 4月19日	平成18年 8月14日
権利確定前						
期首(株)	-	-	-	-	-	-
付与(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定後						
期首(株)	500,000	5,000	73,000	500,000	12,000	4,000
権利確定(株)	-	-	-	-	-	-
権利行使(株)	500,000	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	23,000	-	-	-
未行使残(株)	-	5,000	50,000	500,000	12,000	4,000

会社名	提出会社					
	第20回 新株予約権	第24回 新株予約権	第25回 新株予約権	第26回 新株予約権	第27回 新株予約権	第28回 新株予約権
決議年月日	平成19年 3月13日	平成20年 7月22日	平成20年 11月20日	平成20年 12月19日	平成21年 6月22日	平成21年 6月22日
権利確定前						
期首(株)	-	-	-	-	2,780,000	-
付与(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-	2,780,000	-
未確定残(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定後						
期首(株)	2,000	280,000	30,000	50,000	-	490,000
権利確定(株)	-	-	-	-	2,780,000	-
権利行使(株)	-	-	-	-	-	50,000
失効(株)	-	-	-	-	-	-
未行使残(株)	2,000	280,000	30,000	50,000	2,780,000	440,000

会社名	提出会社			
	第29回 新株予約権	第31回 新株予約権	第32回 新株予約権	第33回 新株予約権
決議年月日	平成21年 6月22日	平成22年 3月26日	平成22年 3月26日	平成22年 3月26日
権利確定前				
期首(株)	-	1,540,000	200,000	60,000
付与(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	200,000	60,000
未確定残(株)	-	1,540,000	-	-
権利確定後				
期首(株)	600,000	-	-	-
権利確定(株)	-	-	200,000	60,000
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	10,000	-	-	-
未行使残(株)	590,000	-	200,000	60,000

単価情報

会社名	提出会社					
	第1回 新株予約権	第5回新株予 約権プランB	第5回新株予 約権プランF	第6回新株予 約権プランD	第6回新株予 約権プランE	第15回 新株予約権
決議年月日	平成15年 6月19日	平成16年 7月12日	平成17年 6月13日	平成18年 1月20日	平成18年 4月19日	平成18年 8月14日
権利行使価格(円)	4.732	55	110	140	140	140
行使時平均株価(円)	25	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注2)

会社名	提出会社					
	第20回 新株予約権	第24回 新株予約権	第25回 新株予約権	第26回 新株予約権	第27回 新株予約権	第28回 新株予約権
決議年月日	平成19年 3月13日	平成20年 7月22日	平成20年 11月20日	平成20年 12月19日	平成21年 6月22日	平成21年 6月22日
権利行使価格(円)	220	35	9	10	34	34
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-	90
付与日における公正な 評価単価(円)	(注2)	12.3	5.2	7.9	32.21	32.21

会社名	提出会社			
	第29回 新株予約権	第31回 新株予約権	第32回 新株予約権	第33回 新株予約権
決議年月日	平成21年 6月22日	平成22年 3月26日	平成22年 3月26日	平成22年 3月26日
権利行使価格(円)	34	33	33	33
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	32.21	29	28	28

- (注) 1. 会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。
2. 公正な評価単価に代え、本源的価値の見積もりによっております。
3. スtock・オプションの当連結会計年度末における本源的価値の合計額
170千円
4. 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

5. 自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 自社株式オプションの内容

	第34回新株予約権	第35回新株予約権
付与対象者の区分及び数	取締役 7名	マッコリー・バンク・リミテッド
株式の種類及び付与数	普通株式 1,910,000株	普通株式 9,000,000株
付与日	平成23年5月12日	平成23年12月7日
権利確定条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>下記(i)及び(ii)に掲げる条件が全て満たされた場合に初めて新株予約権を行使することができる。i)当社の平成23年12月期乃至平成26年12月期のいずれかの監査済みの連結損益計算書における経常利益が2億円以上計上されること。ii)権利行使期間中において、当社の株式会社東京取引所マザーズ市場における普通株式の普通取引終値が、一度でも権利行使価額に130%を乗じた価格以上となること。</p> <p>() (x)当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は(y)当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、いずれの場合でも、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、</p> <p>(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>コミットメント条項付買取契約がマッコリー・バンク・リミテッドと締結されること。</p>
対象勤務期間	-	-
権利行使期間	自 平成23年5月12日 至 平成28年5月11日	自 平成23年12月8日 至 平成25年12月7日

(2) 自社株式オプションの規模及びその変動状況

自社株オプションの数

会社名	提出会社	
	第34回新株予約権	第35回新株予約権
回次	第34回新株予約権	第35回新株予約権
決議年月日	平成23年3月28日	平成23年11月21日
権利確定前		
期首(株)	-	-
付与(株)	1,910,000	-
失効(株)	-	-
権利確定(株)	-	-
未確定残(株)	1,910,000	-
権利確定後		
期首(株)	-	-
権利確定(株)	-	9,000,000
権利行使(株)	-	4,765,000
失効(株)	-	-
未行使残(株)	-	4,235,000

単価情報

会社名	提出会社	
	第34回新株予約権	第35回新株予約権
回次	第34回新株予約権	第35回新株予約権
決議年月日	平成23年3月28日	平成23年11月21日
権利行使価格(円)注1	22	93.52
行使時平均株価(円)	-	103.43
付与日における公正な評価単価(円)	24	1,624

(注) 1 . 第35回新株予約権は行使価格修正条項付き新株予約権であり、権利行使価格に契約上の調整を行っております。

6. 自社株式オプションの公正な評価単価の見積り方法

当連結会計年度において付与された平成23年自社株式オプションについての公正な評価単価の見積り方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

主な基礎数値及び見積り方法

決議年月日	平成23年3月28日 (第34回)	平成23年11月21日 (第35回)
株価変動性(注)1	105.11%	107.65%
予想残存期間(注)2	5年	2年
予想配当(注)3	円/株	円/株
無リスク率(注)4	0.463%	0.119%

- (注) 1. 第34回新株予約権は、平成19年8月31日から平成23年3月25日までの期間、第35回新株予約権は、満期までの期間(2年間)に応じた直近の期間の株価実績に基づき算定しております。
2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の満期日に行使されるものと推定して見積もっております。
3. 直近の配当実績によるものであります。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成22年12月31日)	当連結会計年度 (平成23年12月31日)																																																										
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">1,589,715</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">666</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">483</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">910</td></tr> <tr><td>株式報酬費用</td><td style="text-align: right;">9,161</td></tr> <tr><td>棚卸資産評価損</td><td style="text-align: right;">11,629</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">320</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,612,886</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,612,886</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">_____</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">_____</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">_____</td></tr> <tr><td>繰延税金資産負債の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">_____</td></tr> </table>	繰延税金資産		繰越欠損金	1,589,715	未払事業税	666	貸倒引当金	483	減価償却費	910	株式報酬費用	9,161	棚卸資産評価損	11,629	その他	320	繰延税金資産小計	1,612,886	評価性引当額	1,612,886	繰延税金資産合計	_____	繰延税金負債	_____	繰延税金負債合計	_____	繰延税金資産負債の純額	_____	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">1,348,946</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">646</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">953</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">208</td></tr> <tr><td>株式報酬費用</td><td style="text-align: right;">8,523</td></tr> <tr><td>棚卸資産評価損</td><td style="text-align: right;">10,885</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">923</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">3</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,371,091</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,371,091</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">_____</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">_____</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">_____</td></tr> <tr><td>繰延税金資産負債の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">_____</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の項目別内訳</p> <p style="text-align: center;">税金等調整前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。</p> <p>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正</p> <p>平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する連結会計年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。</p> <p>平成24年12月31日まで 40.69%</p> <p>平成25年1月1日から平成27年12月31日 38.01%</p> <p>平成28年1月1日以降 35.64%</p> <p>なお、この税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の純額の変更はございません。</p>	繰延税金資産		繰越欠損金	1,348,946	未払事業税	646	貸倒引当金	953	減価償却費	208	株式報酬費用	8,523	棚卸資産評価損	10,885	賞与引当金	923	その他	3	繰延税金資産小計	1,371,091	評価性引当額	1,371,091	繰延税金資産合計	_____	繰延税金負債	_____	繰延税金負債合計	_____	繰延税金資産負債の純額	_____
繰延税金資産																																																											
繰越欠損金	1,589,715																																																										
未払事業税	666																																																										
貸倒引当金	483																																																										
減価償却費	910																																																										
株式報酬費用	9,161																																																										
棚卸資産評価損	11,629																																																										
その他	320																																																										
繰延税金資産小計	1,612,886																																																										
評価性引当額	1,612,886																																																										
繰延税金資産合計	_____																																																										
繰延税金負債	_____																																																										
繰延税金負債合計	_____																																																										
繰延税金資産負債の純額	_____																																																										
繰延税金資産																																																											
繰越欠損金	1,348,946																																																										
未払事業税	646																																																										
貸倒引当金	953																																																										
減価償却費	208																																																										
株式報酬費用	8,523																																																										
棚卸資産評価損	10,885																																																										
賞与引当金	923																																																										
その他	3																																																										
繰延税金資産小計	1,371,091																																																										
評価性引当額	1,371,091																																																										
繰延税金資産合計	_____																																																										
繰延税金負債	_____																																																										
繰延税金負債合計	_____																																																										
繰延税金資産負債の純額	_____																																																										
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の項目別内訳</p> <p style="text-align: center;">税金等調整前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の項目別内訳</p> <p style="text-align: center;">税金等調整前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。</p>																																																										

(資産除去債務関係)

当連結会計年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

当社及び連結子会社は、創薬事業会社として、同一セグメントに属する事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

	日本 (千円)	中国 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
I 売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	213,637	59,238	272,876		272,876
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	9,142	11,896	21,038	(21,038)	
計	222,779	71,134	293,914	(21,038)	272,876
営業費用	244,774	319,675	564,450	(22,546)	541,904
営業損失()	21,995	248,540	270,536	1,508	269,027
II 資産	2,527,329	224,813	2,752,143	(1,790,324)	961,819

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域は中国であります。

【海外売上高】

前連結会計年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

	中国	東南アジア	米国	欧州	その他	計
海外売上高(千円)	24,303	7,640	1,974	25,232	91	59,241
連結売上高(千円)						272,876
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	8.9	2.8	0.7	9.3	0.0	21.7

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 中国
- (2) 東南アジア・・・シンガポール
- (3) 米国
- (4) 欧州・・・オランダ、スイスなど
- (5) その他・・・イスラエル、台湾、カナダなど

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

当連結会計年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち、分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、創薬事業会社の単一事業であり、国内においては当社が、海外においては連結子会社が担当しております。したがって、当社グループは、研究開発・販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「日本」と「中国」の2つを報告セグメントとしております。各報告セグメントでは、創薬事業や受託研究などを行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの金額であります。セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自平成22年1月1日 至平成22年12月31日）

従来までのセグメント情報の取扱いに基づく連結財務諸表のセグメント情報として、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）等に準拠した場合と同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自平成23年1月1日 至平成23年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	日本	中国	合計		
売上高					
(1) 外部顧客への売上高	18,707	71,625	90,332		90,332
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	6,723	15,815	22,538	22,538	
計	25,430	87,440	112,871	22,538	90,332
セグメント損失()	180,724	195,375	376,099	81,193	457,293
セグメント資産	2,859,478	833,216	3,692,695	2,126,916	1,565,778
その他の項目					
減価償却費	2,400	4,425	6,825		6,825
のれん償却額				82,260	82,260
受取利息	94	373	468		468
支払利息		1,728	1,728		1,728
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	38,313	511,688	550,001	95,814	645,816

(注) 1 調整額は、以下のとおりであります。

- (1)セグメント損失の調整額 81,193千円は、セグメント間取引消去1,066千円、全社費用 82,260千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しないのれん償却額であります。
 - (2)セグメント資産の調整額 2,126,916千円は、関係会社出資金の消去 2,273,466千円、報告セグメント間の債権債務 9,738千円、各セグメントに配分しない全社資産であるのれん156,289千円であります。
 - (3)のれん償却額82,260千円は、報告セグメントに帰属しないのれん償却額であります。
 - (4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額95,814千円は、各セグメントに配分しない全社資産であるのれんの増加額95,814千円であります。
- 2 セグメント損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

当連結会計年度（自平成23年1月1日 至平成23年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社及び連結子会社は、創業事業会社として同一のサービスを提供しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	中国	東南アジア	米国	欧州	合計
18,707	51,910	2,082	5,799	11,833	90,332

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 中国
- (2) 東南アジア・・・シンガポール
- (3) 米国
- (4) 欧州・・・オランダ、オーストリアなど

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	中国	合計
2,094	159,108	161,203

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称及び氏名	売上高	関連するセグメント名
和光純薬工業株式会社	18,604	日本

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

上記の「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当連結会計年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称: Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd. (以下「BC社」)

事業の内容: 医薬品開発・製造・販売

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は新薬承認されたF647(IPF)の中国における医薬品製造販売を目指しており、その製造許可を得るためには、医薬品製造品質管理基準であるGMP認定を得た製造設備を自社で準備する必要があるため、同設備を有しているBC社を連結子会社化いたしました。

(3) 企業結合日

平成23年9月30日

(4) 企業結合の法的形式

第三者割当増資の引受けによる連結子会社化

(5) 結合後企業の名称

変更無し

(6) 取得した議決権比率

企業結合日に取得した議決権比率 51%

取得後の議決権比率 51%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社がBC社の議決権の過半数を取得したためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成23年10月1日から平成23年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

企業結合日にBC社へ出資した出資金	186,759千円
-------------------	-----------

被取得企業の取得原価	186,759千円
------------	-----------

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

94,943千円

(2) 発生原因

取得原価とBC社に係る当社持分相当額との差額をのれんとして処理しております。

(3) 償却方法及び償却期間

15年間にわたって均等償却いたします。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	185,353千円
------	-----------

固定資産	391,092千円
------	-----------

資産合計	576,446千円
------	-----------

流動負債	170,529千円
------	-----------

固定負債	225,886千円
------	-----------

負債合計	396,416千円
------	-----------

6. 企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に

及ぼす影響の概算額及び算定方法

売上高	125,437千円
経常損失()	288,749千円
当期純損失()	347,764千円

(概算額の算定方法)

BC社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの経営成績により算出しております。なお、実際に企業結合が連結会計年度開始の日に完了した場合の経営成績を示すものではありません。また、上記情報につきましては、三優監査法人の監査証明を受けておりません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年 1 月 1 日 至 平成23年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
連結子会社の役員	李莉			董事		資金借入	資金借入		長期借入金	89,845
連結子会社の役員	馬松江			董事		資金借入	資金借入	16,491	長期借入金	38,823
重要な子会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	BEIJING CONTINENT PHARMACEUTICAL FACTORY Co.,LTD	中国北京市	10,000千人民元	製薬業		資金借入	資金借入		長期借入金	45,473
重要な子会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	BEIJING JISHENGKANGNUO INTERNET SCIENCE AND TECHNOLOGY Co.,LTD	中国北京市	2,400千人民元	健康食品の通信販売		資金借入等	資金借入 長期前払費用取得	11,566	長期借入金 前払費用 長期前払費用	16,297 1,156 10,313
重要な子会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	BEIJING HAOLONGFENG ECONOMY TRADE CO.,LTD	中国北京市	4,000千人民元	医薬品の卸売業		資金借入	資金借入		長期借入金	22,527
重要な子会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	BEIJING JISHENGKANGNING PHARMACEUTICAL SCIENCE AND TECNOLOGY Co.,LTD	中国北京市	500千人民元	製薬業		特許権の取得	特許権の取得	37,753	特許権	37,753

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

無利子である長期借入を除いて、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)		当連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)	
1株当たり純資産額	8円83銭	1株当たり純資産額	8円63銭
1株当たり当期純損失金額	2円88銭	1株当たり当期純損失金額	4円82銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)
当期純損失(千円)	258,088	435,450
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純損失(千円)	258,088	435,450
普通株式の期中平均株式数(株)	89,484,513	90,307,219
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権16種類(新株予約権の数7,126個) なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況、(2)新株予約権の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権17種類(新株予約権の数10,778個) なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況、(2)新株予約権の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)
	<p>1. 平成23年12月7日に発行いたしました第三者割当増資による株式会社ジーエヌアイグループ第35回新株予約権(希薄化防止型行使価額修正条項付)は、当連結会計年度終了後平成24年1月31日までに、全数が権利行使されました。その概要は次のとおりであります。</p> <p>銘柄名 株式会社ジーエヌアイグループ第35回新株予約権(希薄化防止型行使価額修正条項付) 平成24年1月中に行使された本新株予約権の数 4,235個(4,235,000株) 平成24年1月中に行使された行使額面総額 348,160千円 行使額面総額のうち資本へ組み入れる額 174,080千円</p> <p>2. その他、平成24年1月から2月中に314個の新株予約権が行使されました。その概要は次の通りであります。</p> <p>行使された本新株予約権の数 314個(314,000株) 行使額面総額 10,657千円</p> <p>この結果、発行済株式総数(普通株式)は99,646,831株となり、資本金は3,496,722千円、資本剰余金は3,456,722千円となっております。(2月23日現在)</p>

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率(%)	返済期限
短期借入金				
1年以内に返済予定 の長期借入金		3,169	7.8	
1年以内に返済予定 のリース債務				
長期借入金(1年以 内に返済予定のもの を除く。)		248,547	7.8	平成25年1月31日～ 平成32年8月31日
リース債務(1年以 内に返済予定のもの を除く。)				
その他の有利子負債				
合計		251,716		

- (注) 1. 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の当期末残高のうち、株主等からの借入金(当期末残高214,018千円)については無利息であり、平均利率には含んでおりません。
3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内における1年毎の返済予定額は以下のとおりです。なお、株主等からの借入金(当期末残高214,018千円)には、返済期限が設定されておりません。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	3,425	3,702	4,001	4,325

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

	第1四半期 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	第2四半期 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	第3四半期 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)	第4四半期 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)
売上高 (千円)	17,225	22,805	13,300	37,000
税金等調整前 四半期純損失金額 (千円)	129,666	98,344	88,739	142,406
四半期純損失金額 (千円)	124,453	95,109	87,272	128,615
1株当たり 四半期純損失金額 (円)	1.39	1.06	0.97	1.41

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年12月31日)	当事業年度 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	445,416	538,257
売掛金	109,868	7,587
前払費用	4,168	5,446
未収入金	27,765	12,092
その他	-	55
流動資産合計	587,218	563,440
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	61,542	21,200
減価償却累計額	57,728	19,106
工具、器具及び備品(純額)	3,813	2,094
有形固定資産合計	3,813	2,094
無形固定資産		
特許権	9,166	51,087
商標権	12	-
ソフトウェア	604	1,132
無形固定資産合計	9,783	52,219
投資その他の資産		
関係会社出資金	1,925,115	2,230,012
敷金	1,398	1,398
長期前払費用	-	10,313
投資その他の資産合計	1,926,513	2,241,724
固定資産合計	1,940,111	2,296,038
資産合計	2,527,329	2,859,478
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,776	6,149
未払金	3,805	13,615
未払費用	366	506
未払法人税等	2,848	2,770
未払消費税等	7,571	-
預り金	1,233	2,258
流動負債合計	20,602	25,300
負債合計	20,602	25,300

	前事業年度 (平成22年12月31日)	当事業年度 (平成23年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,079,924	3,309,431
資本剰余金		
資本準備金	3,039,924	3,269,431
資本剰余金合計	3,039,924	3,269,431
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,735,874	3,922,572
利益剰余金合計	3,735,874	3,922,572
自己株式	126	126
株主資本合計	2,383,848	2,656,164
新株予約権	122,879	178,014
純資産合計	2,506,727	2,834,178
負債純資産合計	2,527,329	2,859,478

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
売上高		
経営指導料	1 9,142	1 6,723
製品売上高	13,637	18,707
特許権収入	200,000	-
売上高合計	222,779	25,430
売上原価		
当期製品仕入高	1 11,591	1 15,977
製品売上原価	11,591	15,977
売上総利益	211,187	9,452
販売費及び一般管理費	2 233,183	2 190,177
営業損失()	21,995	180,724
営業外収益		
受取利息	122	94
受取賃貸料	1 1,176	1 1,176
その他	121	-
営業外収益合計	1,419	1,270
営業外費用		
株式交付費	2,895	9,912
為替差損	42	989
その他	48	14
営業外費用合計	2,987	10,915
経常損失()	23,562	190,369
特別利益		
前期損益修正益	-	4,880
出資金売却益	3 7,013	-
新株予約権戻入益	52	-
特別利益合計	7,065	4,880
特別損失		
減損損失	4 2,117	-
特別損失合計	2,117	-
税引前当期純損失()	18,614	185,488
法人税、住民税及び事業税	1,210	1,209
当期純損失()	19,824	186,698

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,965,064	3,079,924
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	114,859	229,507
当期変動額合計	114,859	229,507
当期末残高	3,079,924	3,309,431
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,925,064	3,039,924
新株の発行（新株予約権の行使）	114,859	229,507
当期変動額合計	114,859	229,507
当期末残高	3,039,924	3,269,431
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,716,050	3,735,874
当期変動額		
当期純損失（ ）	19,824	186,698
当期変動額合計	19,824	186,698
当期末残高	3,735,874	3,922,572
自己株式		
前期末残高	82	126
当期変動額		
自己株式の取得	44	-
当期変動額合計	44	-
当期末残高	126	126
株主資本合計		
前期末残高	2,173,997	2,383,848
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	229,719	459,014
当期純損失（ ）	19,824	186,698
自己株式の取得	44	-
当期変動額合計	209,850	272,316
当期末残高	2,383,848	2,656,164

	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
新株予約権		
前期末残高	39,444	122,879
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	83,434	55,134
当期変動額合計	83,434	55,134
当期末残高	122,879	178,014
純資産合計		
前期末残高	2,213,441	2,506,727
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	229,719	459,014
当期純損失（ ）	19,824	186,698
自己株式の取得	44	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	83,434	55,134
当期変動額合計	293,285	327,450
当期末残高	2,506,727	2,834,178

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	関係会社出資金 移動平均法における原価法	関係会社出資金 同左
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	商品及び製品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。	商品 同左
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 工具、器具及び備品 3～6年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 (3)	(1) 有形固定資産 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 工具、器具及び備品 3年～10年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。また特許権については、減損テストのみに基づき減損処理を行っております。 (3) 長期前払費用 定額法を採用しております。なお、主な償却期間は10年です。
4 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用処理しております。	株式交付費 同左
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計方法の変更】

<p>前事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)</p>
<p>(企業結合に関する会計基準の適用) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部訂正(企業会計基準第23号平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)が平成21年4月1日以後開始する事業年度において最初に実施される企業結合及び事業分離等から適用することができることになったことに伴い、当事業年度よりこれらの会計基準等を適用しております。</p>	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用方針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。これによる営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響はございません。</p>

【注記事項】
(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年12月31日)	当事業年度 (平成23年12月31日)
	1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 未収入金 2,868千円 買掛金 6,149千円 未払金 1,466千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)																								
<p>1 関係会社との取引に係わるものが次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取賃借料</td> <td style="text-align: right;">1,176千円</td> </tr> </table>	受取賃借料	1,176千円	<p>1 関係会社との取引に係わるものが次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">経営指導料</td> <td style="text-align: right;">6,723千円</td> </tr> <tr> <td>仕入高</td> <td style="text-align: right;">15,977千円</td> </tr> <tr> <td>受取賃借料</td> <td style="text-align: right;">1,176千円</td> </tr> </table>	経営指導料	6,723千円	仕入高	15,977千円	受取賃借料	1,176千円																
受取賃借料	1,176千円																								
経営指導料	6,723千円																								
仕入高	15,977千円																								
受取賃借料	1,176千円																								
<p>2 販売費及び一般管理費は、すべて一般管理費に属する費用であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">35,199千円</td> </tr> <tr> <td>従業員給与</td> <td style="text-align: right;">25,151千円</td> </tr> <tr> <td>株式報酬費用</td> <td style="text-align: right;">84,006千円</td> </tr> <tr> <td>顧問料</td> <td style="text-align: right;">37,138千円</td> </tr> <tr> <td>その他支払手数料</td> <td style="text-align: right;">15,646千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">8,744千円</td> </tr> </table>	役員報酬	35,199千円	従業員給与	25,151千円	株式報酬費用	84,006千円	顧問料	37,138千円	その他支払手数料	15,646千円	減価償却費	8,744千円	<p>2 販売費及び一般管理費は、すべて一般管理費に属する費用であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">37,153千円</td> </tr> <tr> <td>従業員給与</td> <td style="text-align: right;">25,524千円</td> </tr> <tr> <td>株式報酬費用</td> <td style="text-align: right;">49,926千円</td> </tr> <tr> <td>顧問料</td> <td style="text-align: right;">27,811千円</td> </tr> <tr> <td>その他支払手数料</td> <td style="text-align: right;">13,834千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">2,303千円</td> </tr> </table>	役員報酬	37,153千円	従業員給与	25,524千円	株式報酬費用	49,926千円	顧問料	27,811千円	その他支払手数料	13,834千円	減価償却費	2,303千円
役員報酬	35,199千円																								
従業員給与	25,151千円																								
株式報酬費用	84,006千円																								
顧問料	37,138千円																								
その他支払手数料	15,646千円																								
減価償却費	8,744千円																								
役員報酬	37,153千円																								
従業員給与	25,524千円																								
株式報酬費用	49,926千円																								
顧問料	27,811千円																								
その他支払手数料	13,834千円																								
減価償却費	2,303千円																								
<p>3 出資金売却益</p> <p>Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.への投資による持分を売却したことに伴い、売却益を7,013千円計上しております。</p>																									
<p>4 当社は、当事業年度において、事業再編により遊休化した以下の固定資産について減損損失を計上しております。</p> <p>(1) 減損損失を認識した主な資産</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">場所</th> <th style="width: 15%;">用途</th> <th style="width: 55%;">種類</th> <th style="width: 15%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京</td> <td>遊休資産</td> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">2,117千円</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	金額	東京	遊休資産	工具、器具及び備品	2,117千円																	
場所	用途	種類	金額																						
東京	遊休資産	工具、器具及び備品	2,117千円																						
<p>(2) 資産のグルーピングの方法</p> <p>原則として事業の種類別セグメント単位(単一)とし、遊休資産について個別物件単位でグルーピングしております。</p>																									
<p>(3) 減損損失の認識に至った経緯</p> <p>遊休状態にあり今後使用目処が立っていない固定資産に対し、回収可能性が認められないと判断し、減損損失を計上いたしました。</p>																									
<p>(4) 回収可能額の算定方法</p> <p>当該資産の回収可能価額は正味売却価額により測定し、その正味売却価額はないものとして算定しております。</p>																									

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,400	1,500		2,900

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。
単元未満株式の買取による増加 1,500株

当事業年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,900			2,900

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年12月31日)及び当事業年度(平成23年12月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年12月31日)	当事業年度 (平成23年12月31日)																																												
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">1,409,944</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">896</td></tr> <tr><td>株式報酬費用</td><td style="text-align: right;">9,161</td></tr> <tr><td>減価償却費超過額</td><td style="text-align: right;">910</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,420,912</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">1,420,912</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">_____</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td style="text-align: right;">_____</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">_____</td></tr> <tr><td>繰延税金資産負債の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">_____</td></tr> </table>	繰延税金資産		繰越欠損金	1,409,944	未払事業税	896	株式報酬費用	9,161	減価償却費超過額	910	繰延税金資産小計	1,420,912	評価性引当額	1,420,912	繰延税金資産合計	_____	繰延税金負債	_____	繰延税金負債合計	_____	繰延税金資産負債の純額	_____	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">1,221,816</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">646</td></tr> <tr><td>株式報酬費用</td><td style="text-align: right;">8,523</td></tr> <tr><td>減価償却費超過額</td><td style="text-align: right;">208</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,231,195</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">1,231,195</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">_____</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td style="text-align: right;">_____</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">_____</td></tr> <tr><td>繰延税金資産負債の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">_____</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の項目別内訳</p> <p style="text-align: center;">税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。</p> <p>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正</p> <p>平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。</p> <p>平成24年12月31日まで 40.69%</p> <p>平成25年1月1日から平成27年12月31日 38.01%</p> <p>平成28年1月1日以降 35.64%</p> <p>なお、この税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の純額の変更はございません。</p>	繰延税金資産		繰越欠損金	1,221,816	未払事業税	646	株式報酬費用	8,523	減価償却費超過額	208	繰延税金資産小計	1,231,195	評価性引当額	1,231,195	繰延税金資産合計	_____	繰延税金負債	_____	繰延税金負債合計	_____	繰延税金資産負債の純額	_____
繰延税金資産																																													
繰越欠損金	1,409,944																																												
未払事業税	896																																												
株式報酬費用	9,161																																												
減価償却費超過額	910																																												
繰延税金資産小計	1,420,912																																												
評価性引当額	1,420,912																																												
繰延税金資産合計	_____																																												
繰延税金負債	_____																																												
繰延税金負債合計	_____																																												
繰延税金資産負債の純額	_____																																												
繰延税金資産																																													
繰越欠損金	1,221,816																																												
未払事業税	646																																												
株式報酬費用	8,523																																												
減価償却費超過額	208																																												
繰延税金資産小計	1,231,195																																												
評価性引当額	1,231,195																																												
繰延税金資産合計	_____																																												
繰延税金負債	_____																																												
繰延税金負債合計	_____																																												
繰延税金資産負債の純額	_____																																												

(企業結合等に関する注記)

前事業年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

取得による企業結合

連結財務諸表の注記事項(企業結合等関係)における記載内容と同一であるため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)		当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	
1株当たり純資産額	26円55銭	1株当たり純資産額	27円93銭
1株当たり当期純損失金額	0円22銭	1株当たり当期純損失金額	2円7銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
当期純損失(千円)	19,824	186,698
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純損失(千円)	19,824	186,698
普通株式の期中平均株式数(株)	89,484,513	90,307,219
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権16種類(新株予約権の数7,126個) なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況、(2)新株予約権の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権17種類(新株予約権の数10,778個) なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況、(2)新株予約権の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)
	<p>1. 平成23年12月7日に発行いたしました第三者割当増資による株式会社ジーエヌアイグループ第35回新株予約権(希薄化防止型行使価額修正条項付)は、当連結会計年度終了後平成24年1月31日までに、全数が権利行使されました。その概要は次のとおりであります。</p> <p>銘柄名 株式会社ジーエヌアイグループ第35回新株予約権 (希薄化防止型行使価額修正条項付) 平成24年1月中に行使された本新株予約権の数 4,235個(4,235,000株) 平成24年1月中に行使された行使額面総額 348,160千円 行使額面総額のうち資本へ組み入れる額 174,080千円</p> <p>2. その他、平成24年1月から2月中に314個の新株予約権が行使されました。その概要は次の通りであります。</p> <p>行使された本新株予約権の数 314個(314,000株) 行使額面総額 10,657千円</p> <p>この結果、発行済株式総数(普通株式)は99,646,831株となり、資本金は3,496,722千円、資本剰余金は3,456,722千円となっております。(2月23日現在)</p>

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品	61,542		40,341	21,200	19,106	1,719	2,094
有形固定資産計	61,542		40,341	21,200	19,106	1,719	2,094
無形固定資産							
特許権	13,333	37,753		51,087			51,087
商標権	222			222	222	12	
ソフトウェア	50,485	560	45,875	5,170	4,038	572	1,132
無形固定資産計	64,041	38,313	45,875	56,479	4,260	584	52,219
長期前払費用		10,409		10,409	96	96	10,313

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは特許権であり、漢方薬C001の創薬技術の取得であります。

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

工具、器具及び備品	本社	マイクロアレイスキャナー	9,429千円
	本社	アジレント マイクロアレイスキャナー	12,510千円
	本社	Network Filter etc	4,753千円
ソフトウェア	本社	セルイラストレーター	31,156千円

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	538,257
合計	538,257

売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
和光純薬工業株式会社	7,587
合計	7,587

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ (B) 365
109,868	19,642	121,924	7,587	94.1	1,091.28

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、当期発生高には消費税等が含まれております。

関係会社出資金

相手先	金額(千円)
Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.	144,417
GNI-EPS Pharmaceuticals, Inc.	100,000
Shanghai Genomics, Inc.	1,985,595
合計	2,230,012

買掛金

相手先	金額(千円)
Shanghai Genomics, Inc.	6,149
合計	6,149

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	12月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り	(特別口座)
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
	(特別口座)
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下の通りであります。 http://www.gnipharma.com/japanese/news/analystcoverage.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないものと定款で定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第10期（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）
平成23年3月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

金融商品取引法第24条の4の4第1項の規定に基づく内部統制報告書を平成23年3月28日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第11期 第1四半期（自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日）平成23年5月16日関東財務局長に提出。

第11期 第2四半期（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）平成23年8月15日関東財務局長に提出。

第11期 第3四半期（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）平成23年11月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

平成23年3月30日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査証明を行う公認会計士等の異動）の規定に基づく臨時報告書

平成23年5月18日関東財務局長に提出。

(5) 有価証券届出書及びその添付書類

ストックオプション制度に伴う新株予約権発行 平成23年11月21日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年3月18日

株式会社ジーエヌアイ
取締役会 御中

明 誠 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高尾 秀四郎

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市原 豊

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイ及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジーエヌアイの平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ジーエヌアイが平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年3月28日

株式会社ジーエヌアイグループ
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 杉 田 純
業務執行社員

代表社員 公認会計士 海 藤 丈 二
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイグループの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイグループ及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社が平成23年12月7日に発行した第三者割当増資による第35回新株予約権（希薄化防止型行使価額修正条項付）は、平成24年1月の権利行使により全数が権利行使された。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジーエヌアイグループの平成23年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ジーエヌアイグループが平成23年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年3月18日

株式会社ジーエヌアイ
取締役会 御中

明 誠 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 高尾 秀四郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 市原 豊
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイの平成22年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年 3月28日

株式会社ジーエヌアイグループ
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 杉 田 純
業務執行社員

代表社員 公認会計士 海 藤 丈 二
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイグループの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイグループの平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社が平成23年12月7日に発行した第三者割当増資による第35回新株予約権（希薄化防止型行使価額修正条項付）は、平成24年1月中の権利行使により全数が権利行使された。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。